

【研究ノート】

# 法律学教育における法律討論会の効用と 社会人基礎力の関係

長 屋 幸 世

足 立 清 人

佐古田 真紀子

南 健 悟

## 研究ノート

## 法律学教育における法律討論会の効用と社会人基礎力の関係

長 屋 幸 世  
足 立 清 人  
佐古田 真紀子  
南 健 悟

## 目次

## はじめに

1. 法律討論会開催の経緯
  2. 問題と出題の意図
  3. 本法律討論会の法律学教育としての効用
  4. ゼミ対抗法律討論会と社会人基礎力の育成
  5. 各ゼミの意見と今後の課題
- おわりに

## はじめに

2011年12月17日、本学において、旭川大学、小樽商科大学、北星学園大学による3大学4ゼミ対抗法律討論会が実施され、旭川大学より佐古田真紀子准教授が指導する佐古田ゼミ、小樽商科大学より南健悟准教授指導の南ゼミ、そして本学から足立清人准教授指導の足立ゼミと長屋幸世准教授指導の長屋ゼミが参加した。この法律討論会は、佐古田准教授による発案から始まったものであり、旭川大学内で行われていた法律討論会に端を発し、2010年度は本学において佐古田ゼミと足立ゼミにより開催され大学対抗法律討論会となり、昨年度はそこから更に規模を拡大し実施されたものである。

本討論会は、民法上の論点につき、各人の立場から主張を構成し、討論するという実践的な法律学教育であり、法的思考力の涵養を

一つの主眼としている。担当教員は法律科目を専門とする教員であるが、4ゼミ全てが経済学部または商学部にも所属するゼミであるため、学生全員が法律学だけを常に集中的に履修しているわけではなく、法学部のような網羅的、体系的授業展開の中で学修しているわけでもない。したがって、各人の選択により法律科目の履修状況が異なり、同一ゼミ内における学生であっても、全員が統一的な知識を有してはいない状況の中で、学生達は、教員の手助け無しに自らが論点を探り出し<sup>1</sup>、各ゼミの立場に応じた法的な主張を構成しなければならない。この点、本討論会の実施は、各大学において「学科」・「コース」として展開されている法律学教育が、どの様に、あるいはどの程度機能しているのかをはかる試験紙であると見ることもできよう。

また、学生達は、必要な作業に対して役割分担を行い、期日を自己管理しながら、それぞれ主体的に活動することが求められると同時に、相互に連絡を取りながら全体としての主張を作り上げていくという作業を行う。これらは、学問的な課題に取り組むためのみならず、これから社会において経験するであろう仕事に対する基本的な取り組み方と共通するものである。このように、討論会を通じて、学生達の主体的な活動を促し、責任や自覚、協調性等、社会に出ていくにあたって必要と

される力、すなわち、社会人基礎力を涵養することも目的の一つである。

以下では、本法律討論会の発展経緯を辿り、2011年度に出題された問題と出題の意図を紹介する。そして、本討論会に参加した学生のアンケートを基に実情を明らかにし、法学部に所属するのではない法律系学科・コースにおける法律学教育の効用を検討すると共に、法律討論会と社会人基礎力の関係性を考察する。なお、1.は佐古田准教授、2.は南准教授、3.は長屋准教授、4.は足立准教授が担当し、5.の各ゼミの意見等は各教員が、その他の部分については長屋准教授が担当したものである。

## 1. 法律討論会開催の経緯

大学対抗法律討論会の始まりは、旭川大学経済学部において2006年から始まったゼミ対抗模擬裁判にさかのぼる。学生が主体的かつ効果的に法律を学ぶとともに、大学時代に社会人として求められる力を身につけるにはどうしたらよいか。特に経済学部であることから、旭川大学においては法律の資格取得を目指して勉強をする者はまれで、多くが民間企業に就職していくため、大学としては、いわゆる社会人基礎力の養成を重視している。演習において、報告形式でレジュメをもとに報告させて質疑応答を行うのみでは、担当箇所についての法律の知識を身につけることはできても、積極性や行動力、計画立案能力やチームワーク等、勉強以外に社会人として求められる能力を身につけることは難しい。また、学生は必ずしも元々法律に関心をもっていたとは限らず、演習での報告への意欲も、法律に対する興味の有無により大きく異なっていた。学生の意欲を引き出し、自ら積極的に勉強したくなるような目標を与えることはできないか。そして学生にチームとして事に当たらせて、計画段階から全責任を持たせ、結果

も目に見える形で示せるような仕掛け作りができないか。何よりも、それらを通じてゼミとして盛り上げていくことはできないか。そのような観点から、当時、旭川大学に赴任したばかりの足立清人准教授と相談して始めたのが、足立ゼミ対佐古田ゼミによる、ゼミ対抗模擬裁判である。

2006年10月末に行われた第1回ゼミ対抗模擬裁判の開会式では、両ゼミが顔を合わせて意気込みを語った後、学生に問題を配付し、抽選で原告・被告を決定して、1ヶ月半におよぶ準備期間のスタートが切られた。この準備期間中、教員の関与は一切禁止するというのがルールである。チームの力を最大限に発揮するにはどうしたら良いかを、自分たちの知恵と能力を振り絞って考えさせるためである。初年度は2年生同士の対決で、まだ2年生配当の民法を習いはじめて半年程度の学生達が、試行錯誤しながら準備を進めた。このとき、問題作成と裁判官役を依頼したのは、当時の旭川弁護士会会長だった中村元弥弁護士である。学生達に緊張感をもたせるべく、敢えて外部の実務家の先生にお願いしたのであるが、ご多忙にもかかわらず、中村弁護士は快くお引き受けくださった。準備期間中、学生達は、負けたくないという思いと、そして何より、弁護士の先生の前で法的な主張をするというプレッシャーの下、時にストレスと緊張感に押しつぶされそうになりながらも、彼らなりに一生懸命、文献を集め、わからないながらも読み進み、主張を準備書面にまとめていたようである。

模擬裁判当日は、修習を終えて間もない皆川岳大弁護士もご同席くださり、中村弁護士は裁判官時代に着用していた法服をまもって、旭川大学の模擬裁判法廷に登場してくださった。作成していただいた問題は、Xが父親の遺品である壺を古物商Yに売ったが後になってそれが価値のある壺だったことを知った場合、XはYに対して何らかの主張をすること

ができるかという問題である。両ゼミは、錯誤と情報提供義務の観点から主張を繰り広げた。討論会当日は、学生主体の討論というより、裁判官役の中村弁護士の質問に両ゼミの学生が答えていくスタイルで進行した。また中村弁護士は、争点のみならず、実務家の観点から、訴状の書き方に始まり、判例の引用の仕方等の細かな点に至るまで、手を抜くことなく大変丁寧にご指導くださった。

翌2007年の第2回ゼミ対抗模擬裁判も、中村弁護士、皆川弁護士にお願いし、時効完成後における連帯保証人による債務の弁済をテーマにした事案を作成していただき、足立ゼミ対佐古田ゼミで対戦を行った。前年度参加した学生のうちの何人かは、模擬裁判で大いに刺激を受け、また要領もつかみ、それからの1年間、とても熱心に法律の勉強に打ちこんでいた。また、この年の準備期間中は、双方のゼミとも一致団結してよくまとまり、夜遅くまでゼミ室の明かりがともっていて、計画的に役割分担し、論点をめぐる国内の文献のほぼすべてを入念に読みこなしていた。討論会当日は、この年も前年同様、中村弁護士の質問に両ゼミの学生が答えていく形で進行した。学生達にとってはむしろ、ゼミ対抗の討論会というより、中村弁護士対旭大生という構図であったかもしれない。そのような緊迫した雰囲気の中で、冷静に主張を繰り広げたある学生が、中村弁護士のお褒めの言葉に預かったのは、この上ない自信につながったようであった。学生にとって適切な目標ができ、このようなゼミ対抗戦を継続することがゼミの伝統となれば、大きな学習効果が得られることを実感した。なお対戦結果は、中村弁護士のご配慮から、2年連続して引き分けであった。

その後、足立准教授の北星学園大学への転出、そして私（佐古田）の海外留学により、3年間、模擬裁判も途絶えていたが、再びゼミを担当したのを機に再開したのが、名称を改めた「大学対抗法律討論会」である。

足立ゼミは、北星学園大学において、判例研究はもちろんのこと、各種講演会の企画や社会人基礎力グランプリにも出場する、体育会系を思わせるマルチな民法ゼミである。対する佐古田ゼミは人数が少なかったこともあり、照準を法律討論会に絞り、法律討論会までの約8ヶ月間、地道に判例・文献を読み込んできた。2010年度の大学対抗法律討論会では、学生主体の討論にすべく、学生の実力をよく把握している大学教員に裁判官役をお願いすることとし、南健悟小樽商科大学准教授に問題作成と裁判官役を、そして長屋幸世北星学園大学准教授に裁判官役をお引き受けいただいた。Skypeを通じた開会式の後、1ヶ月半の準備期間を経て、12月18日、北星学園大学において、北星学園大学・足立ゼミ2年生6名と、旭川大学・佐古田ゼミ2名が対戦した。出題された問題は、民法177条と悪意の第三者に関する事案である。大量の文献がある問題で、2年生の実力では読みこなせない部分もあったが、足立ゼミは判例の立場から、悪意の第三者も177条により保護されることを主張した上、背信的悪意者に関して丁寧な判例分析を行い、判例の示す基準からして当該事案は背信的悪意者には該当しないことを主張した。他方、佐古田ゼミは、多くの学説を読み込み、多角的な理論構成で悪意者は177条の第三者には該当しないことを主張した。裁判官役の南准教授の適切な指揮の下、この年の討論会では、双方のゼミの学生が3時間という時間をめいっぱい使って主張を展開した。学生が主体となり、内容の濃い、真剣なやりとりが行われたのである。時に相手方のレジュメの隙を突くような主張がなされ、それにまたよく反論しており、討論会としては予想以上の成功であったと思う。結果は北星学園大学足立ゼミの勝利であった。討論会終了後は学内の会場で懇親会が開催され、両ゼミの学生は、同じ目標を目指して頑張ってきた仲間同士、打ち解けて交流を図ること

ができたようである。別れ際に学生達は、また1年後の再会と対戦を約束し、帰途について。この年から一気にゼミ対抗戦の議論のレベルが上がり、以降、日頃の演習でも手加減なく、細かな詰めまで要求することの必要性を、教員も痛感させられる結果となった。敗退を喫したゼミの学生の悔しさと辛さは予想以上のものであったためである。

その1年後、2010年度に裁判官役を務めていただいた長屋准教授と南准教授のゼミを引き込み、3大学4ゼミ対抗戦という形で対戦したのが、今回の2011年度法律討論会である。開会式は11月8日、Skype等を通して3大学同時に行い、問題の配付と対戦相手の決定、原告・被告の役割決定がなされた。それから約1ヶ月半の準備期間中、各大学とも学生間に生じる様々な問題を乗り越えつつ、学生自身の手により、ゼミ内の議論の成果が各1通のレジュメにまとめ上げられた。12月12日にはレジュメの交換が行われ、その後、本番までの残された期間で相手方の主張を分析し、反論をまとめ上げて、いよいよ12月17日、北星学園大学C101教室において3大学4ゼミ対抗法律討論会の開幕となったのである。

## 2. 問題と出題の意図

### (1) 問題の紹介

以下では、本討論会における問題と出題意図について紹介する。

本討論会の問題については、民法とりわけ総則や債権法からの出題を考えた。旭川大学経済学部、北星学園大学経済学部、小樽商科大学商学部といういずれも(学科・コース単位ではある程度法律に特化しつつも)法学部ではない学部同士の対抗戦において、法律学の基本である民法からの問題を据えることで、いずれの大学・学部においても一通り学習している基本知識の定着を図ったものである。今回の参加学生の多くは、期末試験等におい

て事例問題を検討する機会はあるものの、具体的な事例を自らの立場を明らかにしつつ検討する機会は少ない。今回の討論会の参加の意義の一つは、今まで、多くの参加学生は、ある意味で、試験答案で書きやすい内容や、いわゆる判例通説に従って書くことはあっても、自らの立場を明確にして検討する機会がほとんどなかったことから、自らの立場を明確にして検討する機会が与えられたことにあると思われる。では、本問の争点を確認し、どのような筋道を立てて議論すべきであったのか、ということを簡単に紹介する<sup>2)</sup>。

### <事実の概要>

平成23年6月20日、Xは就職も決まり、平成24年4月からある会社で働くこととなった。その際、内定先の会社の従業員から、職場が非常に不便なところにあるから、自家用車による通勤が便利だと言われ、自家用車を購入しようと考えた。しかし、Xとしては今まで車に興味がなく、どのような車を購入すれば良いか、よくわからなかった。そこで、車に詳しい友人Aにどのような車が良いか尋ねたところ、Aは「それならば、俺がいい車見つけてきてやる」と答えたので、Aに一切を任せることとした。車の購入に係る手続等も全てAがしてくれるとのことだったので、自分自身卒論の準備で忙しかった手前、平成23年7月1日、購入資金(50万円)と委任状(別添書類参照)を手交して、一切を任せた。

そこで、同年23年8月1日、Aの以前から知り合いだったYのところへ、古いながらも良く、また手頃な車があることを思い出し、Y宅に赴いた。しかし、Yは不在だったため、再度連絡したところ「今、ロンドンに来ていて、当分日本に帰りそうもない。でも、その車はどうせ使わないから売ってもよいとも思っている。ただ、条件面のこともあって、売るかは、その条件をこちらである程度決めてから売る」との返答を得た。

その後、同年8月30日になって、Yの代理人と名乗るBがAのところに来て、売買契約の締結について交渉を行った。そこで締結された売買契約は、Yが所有する自動車（以下、本件自動車という）を50万円でXに売却するという内容のものであった（以下、本件売買という）。

ところで、Yの所有する車種は、最近、テレビ等で紹介されたこともあって、中古車市場において非常に人気のあるものだった。そのため、市場価格は100万円程度にまで高騰していた。Aはそのことを知りながら、本件自動車を購入し、あわよくば、そのまま転売してしまおうと考えていた。

X代理人Aとして、またY代理人Bとして、本件売買契約をした際、当該自動車が最近人気で、高値で売却できるということから、AがBに冗談めかして「この車を購入した後、Xに渡さずに、別の人に転売した方がもうかるよね」と話したり、Xに車を引き渡すのを来年の3月にする旨述べたり、また、自動車の名義変更に伴う手続には旧所有者（Y）と新所有者（X）が陸運局に出向くことになるが、Aは旧所有者に手間をかけさせたくないとの理由を述べて、売主Yの委任状を作成してもらった。また、Bは領収書を作成する際、Aが不要である旨伝えたので、それに従って、作成しなかった。そして、Aは自動車代金50万円をBに支払った。その後、Bは受け取った50万円をYの銀行口座に入金した。

ところが、平成23年9月30日、Aは本件自動車を中古車販売業C社に転売し、100万円を受け取り、その後XはAと連絡が取れなくなってしまった。Xは本件自動車の購入代金50万円を失っただけでなく、本件自動車すら受け取ることができなくなってしまった。

そこで、XはYに対して、本件売買契約は無効であることを主張し、支払った50万円の返還を求めて、裁判所に提訴した。

## <問題>

各大学のゼミは、それぞれ割り当てられた原告（X）の訴訟代理人、被告（Y）の代理人として、法的な主張を行いなさい。

なお、X及びYは法人又は商人ではなく、また、Bの代理権の成立については当事者双方に争いが無い。

以上のような問題を素材に、各大学・ゼミにおいて、原告または被告に分かれて、裁判形式で主張を行うことが求められる。

本問で問題となっているのは、X代理人AとしてYから購入した本件自動車を他に転売してしまったため、XがYに対して、本件売買契約を無効とし、支払った50万円の返還を求めた事案である。ここで重要な論点は、X代理人Aの代理権の濫用についてである。代理権の濫用を論点とした理由として、第一に、民法の代理法の分野において、講義等で扱われる重要論点であること、第二に、小樽商科大学の南ゼミが会社法を中心に学習しているということに鑑み、代理権の濫用は代表取締役の代表権の濫用という論点や取締役会決議を欠く代表取締役の行為の効力という論点とも関わっており<sup>3</sup>、会社法ゼミにとっても重要な論点であると考えたからである。

## （2）争点の確認

改めて、ここで争点を確認する。本問で、本件売買契約の当事者は、X（買主）代理人Aと、Y（売主）代理人Bである。もちろん、A及びBに権利義務関係が帰属するのではなく、法的関係の帰属主体はあくまでXとYということになろう。本問を簡単にまとめると、Aが、本件自動車を50万円でXを代理して、Y代理人Bから購入した後、Aが中古車販売業C社に転売し、100万円を受け取った後、Xは連絡が取れなくなってしまったため、Yに対して、本件売買契約の無効を主張した事案である。そうすると、本件はXY間の本件

売買契約が無効であるか否かが争点ということになる。なお、本問を検討するに当たって、登場人物が多いため、図示等することによって、学生自身がわかりやすく争点を把握することができることが望ましい。

では、X側が主張する本件売買契約の無効は何を根拠とすべきか。

ここでは、X代理人Aの「代理権の濫用」という争点に気づくことが重要である。実際に、事例問題を検討するに当たって、参加学生の多くは争点に気づくことができない場合もあるが、多くの事例問題に接することで、争点の認識を高めることが望まれる<sup>4</sup>。そうすると、「代理権の濫用」の問題であると考えた上で、X側とY側は何を検討しなければならないのだろうか。

X側は、本件売買契約を無効と主張するのであるから、代理権の濫用の場合、いわゆる判例<sup>5</sup>・通説<sup>6</sup>に従えば、民法93条但書の類推適用の有無が問題となる。したがって、もし、民法93条但書を類推適用する立場を採用するならば、民法93条但書が類推適用されるべきか否かが問題となる。すなわち、本件売買契約が無効であることを主張するためには、民法93条但書を類推適用し、相手方であるY代理人Bが、Aがその代理権を濫用していることを知り、または知ることができたことを主張しなければならない。他方、Y側の主張としては、Y代理人Bは、Aが代理権を濫用していることを知らず、かつ知ることでもできなかったということを主張することになる。もちろん、当事者にとって有利な主張をすることが要求される以上、判例・通説がいう民法93条但書類推適用説を採用しなければならないわけではない。では、X側にとって有利な主張は何か、Y側にとって有利な主張は何か。

### (3) X側の法的主張について

#### ①無権代理構成による主張

X側としては、本件売買契約が無効である

ように主張するわけであるから、より無効と主張しやすい根拠を持ち出す必要がある。そうすると、一般的に考えられる最初の主張としては、代理権の濫用の場合に、無権代理構成を採用することであろう。すなわち、代理人が客観的にはその代理権の範囲内の行為をするのであるが、本人の利益のためではなく、代理人自身の利益のためにする行為がなされた場合(代理権の濫用事例)、代理権の範囲外の行為であるとして無権代理の問題とする立場である<sup>7</sup>。この立場に立脚した場合、相手方であるY側について、民法110条が定める権限外の行為の表見代理が成立しなければ保護されない。この立場は、立証責任がY側に課されるため、相手方からは代理人の権限濫用の意図は分かりにくく<sup>8</sup>、X側の保護に資することになるのである<sup>9</sup>。したがって、この立場がX側にもっとも有利な主張になると考えられる。

#### ②民法93条但書類推適用説による主張

では、判例・通説が一般的に提唱する民法93条但書類推適用説についてはどうか。この立場からは、Y側がAの代理権の濫用を知り、または知ることができた場合には無効となるから、X側がY側の「知り、または知ることができた」ことを主張しなければならない(上記、無権代理構成とは異なり、X側に主張立証責任が課される)。ここにいう「知り、または知ることができた」こととは何か。一般的には、相手方が表意者の真意を知っていたこと(=悪意)または知ることができたこと(=知らないことについての過失)と考えられている<sup>10</sup>。したがって、X側としてはY側が本件売買契約について代理人の濫用を知り、または知ることができた(悪意または過失である)ことを主張立証しなければならない。

### (4) Y側の法的主張について

#### ①権利濫用・信義則説

Y側としては、本件売買契約は有効と主張したいわけであるから、契約を有効としうる可能性が高くなる法的主張が望まれる。Y側にとってもっとも有利な法的主張は、いわゆる権利濫用・信義則説<sup>11</sup>であろう。とりわけこの見解は、取引の安全を優先し、Yに悪意または重過失がなければ、本件契約は有効となり得る。特に、この立場は、会社の代表取締役が法律上要求される取締役会決議を欠いたまま独断で取引を行った場合の当該取引の効力如何という問題においてしばしば主張される見解でもある<sup>12</sup>。

## ②民法93条但書類推適用説

もし、Y側の①の主張が認められず、X側が主張する民法93条但書類推適用説が問題となった場合にはどのような法的主張をすべきか。確かに、民法93条但書類推適用説に従えば、X側はY側の悪意または過失を主張立証することで、本件売買契約を無効とすることが可能となるため、この見解はY側に不利に働くおそれがある。しかしながら、民法93条但書類推適用説という立場に立脚したとしても、それでもなおY側に有利な主張をなすことは不可能ではない。第一に、民法93条但書における「知り、または知ることができたとき」は、必ずしも「悪意または有過失」ということを意味しないということを指摘することが重要となる。民法93条但書における「知り、または知ることができたとき」を悪意または有過失という言い換えに対して異論がないわけではない。心裡留保規定の母法であるドイツ民法においては、悪意のみを規定し、有過失の場合には、有効となるとされ、立法として心裡留保の相手方に対して、一定の調査義務を課すことを前提とする解釈や文言は行き過ぎであるとの主張も見られる<sup>13</sup>。そうすると、重過失は悪意と同視しうるとしても、軽過失の場合には、有効となり得ると主張することができる。第二に、たとえ、民法93条

但書における「知り、または知ることができたとき」を悪意・有過失と解したとしても、過去の裁判例等を確認し、具体的な有過失の意味を明らかにした上で、本件に当てはめて、有過失とはいえないことを主張することが、より重要と考えられる<sup>14</sup>。

## (5) 本問における事実と法的主張の組み合わせ

次に、法律討論会で重要な意図として、本問の事実から自分たちの主張に有利な具体的事実をピックアップして、当てはめて主張することである。判例や学説の学習によって、さまざまな判例や学説を知識として得たとしても、それを実際に新たな事実を前にして、どのように当てはめて、主張するかということを手とする学生は少なくない。このことは普段の講義や期末試験等における事例問題によって養われることが期待されているが、多くの講義において教員による一方的な知識の教授にとどまり、具体的にある事例に対してその判例や学説を当てはめることまで涵養することができていないことが私個人の課題となっている。そこで、法律討論会においては、このような当てはめの能力を涵養することが一つの意図と考えている。

### ①X側にとって有利と思われる主張

X側としては、本件売買契約を無効と主張したいため、少なくとも、Y側に悪意または過失（重過失<sup>15</sup>）があることを主張しなければならない。そうすると、以下の事実をピックアップして、以下のような主張をすることができよう。

1) AがBに冗談めかして「この車を購入した後、Xに渡さずに、別の人に転売した方がもうかるよね」と話している点。

2) Xに車を引き渡すのを来年の3月にする旨述べた点。

3) 自動車の名義変更に伴う手続には旧所有者（Y）と新所有者（X）が陸運局に向



くことになるが、Aは旧所有者に手間をかけさせたくないとの理由を述べた点。

4) 売主Yの委任状を作成してもらったBは領収書を作成する際、Aは不要である旨述べた点。

以上のうち、1)については、転売することを冗談めかしつつも述べており、Y側は転売の可能性を知っていたか、容易に知ることができたと主張することができただろう。また、2)については、理由なく車を引き渡す時期が半年以上経ることがないことを主張することになる。そして、3) 名義変更手続きもAが単独で行うという点は、Aに何かあるのではないかと疑念を抱かせる可能性があるとして主張することが望まれる。最後に、4)も50万円もの高額商品を購入するに当たって、領収書の作成をAが不要としている点がY側に疑念を抱かせるものと考えられる。

## ②Y側にとって有利と思われる主張

一方、Y側にとって有利と思われる主張には何があるか。上記①で掲げた具体的事実に対して、あくまで1)については、冗談めかして話すにとどまっており、単にこれをもってY側の悪意や有過失を導くには足りないことを主張することになろう。また、2)についても、引き渡し時期はあくまでX及びAの都合によるものであるし、通常考えられる引き渡し時期ではなかったとしても、Y側にとってそれをもって過失を導くことは困難である旨を主張することができる。また、3)もY側の手間を省くというものであるし、通常の自動車の取引においても、売主の委任状により共同申請を行うことはまま考えられることであるから、必ずしも、過失を導く異常な兆候とは言い難いと主張することになろう。そして、4)の点については、あくまで領収書の発行は弁済者が請求するという権利であり(民法486条)、もし、弁済者が不要であると述べれば、弁済受領者は発行義務を負わな

いから、X側が領収書は要らないと述べた以上、それは過失を裏付ける根拠とはなり得ないという主張をなすことになるとと思われる。

## (6) まとめ—問題作成に当たっての今後の課題

以上のような問題と出題意図及びX側とY側によってなされるであろう法的主張と具体的事実との当てはめとの関係について、簡単に紹介した。以上のような主張をより強固なものとするために、参加学生には多くの裁判例や学説に接し、法的な思考を身につけることが前提となるだろう。

ところで、今回の問題作成に当たって、やはり重要なことは、X側及びY側のいずれか一方に有利(または不利)にならないような形で問題を作成することであった。しかし、X側及びY側が、いずれとも主張することができるような事実を具体的に挙げていくことは、時間等の制約もあって、詰め切れなかったことが大きな課題として残った。また、各大学のカリキュラムとの関係上、民法総則や契約法を中心とする論点を出題したが、単純な論点型では、学生の学習効果も少ないように見られ、他方で、より複雑な論点を出題するとなると、大学ごとのそもそものカリキュラム上、差がついてしまいやすいという問題もあるから、そのバランスの取り方が難しかった。加えて、若干の出題ミス等も見られ、参加学生を混乱させる場面もあった。その点については率直にお詫び申し上げる。今後の課題として、複数の教員による問題の検討や、もう少し具体的な事実関係を挙げて、より実践的に議論が可能となるような問題作りが求められると考えられる。

## 3. 本法律討論会の法律学教育としての効用

### (1) 本法律討論会の概要

ここで改めて、本法律討論会の概要を確認しておく。本討論会は、以下のような日程で行われた。まず、討論会当日の約一カ月前に Skype を用いた事前開会式を行い、そこで各ゼミ紹介、問題配付、および組み合わせ抽選や原告・被告チームの決定等を行った。そこから本格的に各ゼミの準備が開始する。各ゼミは、事前に各々の主張をまとめた書面を交換しなければならず、当日の追加書面は原則補足的なものに限られるが、説明においてはパワーポイントを用いることも認められる。

討論会当日は、開会式において進行予定や諸注意を告知した後、第一試合が開始され、昼休憩の後、午後から第二試合が開催された(試合時間はいずれも二時間半である)<sup>16</sup>。問題は事例形式で出題され、各ゼミが事前開会式において予め決定した原告、被告の立場から主張を展開し、次いで質問とそれに対する回答を踏まえた上で、対戦相手と討論を行うという形で進められた。そして、全ての試合が終了した後、試合結果の発表とジャッジによる講評が行われ、討論会は閉会した。なお、民法の分野からの出題であったことから、本学の民法担当教員である篠田優教授と、北海道大学の民事訴訟法教員である稲垣美穂子助教にジャッジを務めて頂いた。

## (2) 学生アンケートの結果

上記討論会の実施後、討論会についての実態把握を行うと共に、討論会に対する学生の意識調査等を行うために、参加学生に対しアンケートを実施した。回答数は39名であり、無記名回答であるが、所属大学のみ回答するよう指示している<sup>17</sup>。以下では、その結果を紹介する。

### ① アンケート項目及び学生の回答とその分析

アンケート項目は、「A. 法律討論会について」「B. 法律科目に対する意識」「C. 学生自身について」という三つの分野に大別さ

れ、最大で60問の設問に回答することが求められる。その多くは選択式であるが、自由記述の項目もある。

### A. 法律討論会について

本項目群においては、(i) 実施方式について、(ii) 討論会の準備について、(iii) 法律討論会全般について、という三つの角度からの設問が設置されている。具体的に見ると、

(i) では、討論会の実施時期や Skype による開会式、問題配付や対戦相手の決定方法についての適切さ等を問う項目が設定されており、討論会運営上の問題点や適否をはかるものとなっている。(ii) では、個人の準備作業やグループでの準備、議論にかかわる項目が設定され、討論会への取り組み方や、後述する社会人基礎力に関係する設問が設定されており、(iii) では、問題の難易度や討論会全般についての感想・満足度、意見・要望等を回答する項目が設定され、ここでは選択肢による回答の他、討論会に必要なと思うものの、討論会を通して感じたこと、討論会についての意見・要望等に対し、自由記述による回答を指示している。

#### (i) 実施方式について

##### <学生の回答>

実施時期については、「遅い」またはもう少し早めの実施を望む者が26名、「適切」と回答した者が12名であり、全体的に日程の前倒しを求める声が多かった(この点、(iii) における討論会への意見・要望にも、同様に早期の実施を求める意見が見られた)。対戦相手の決定方法や対戦スケジュールの決定方法については、概ね「適切」とする意見が多く、レジュメ交換時期、討論会までの準備期間の双方については、「適切」とする者は24～25名、「交換が遅い」、「準備期間が短い」と回答した者が14～15名であった。

また、意見が割れた項目として、問題の配付時期と当日の対戦時間、Skype による事前開会式の実施がある。問題の配付時期につ

いては、「適切」と回答した者は21名、「もう少し早く」と回答した者は18名であり、両者拮抗した数字となっている。当日の対戦時間については、「長い／どちらかといえば長い」と回答した者が8名、「ちょうどよい」と回答した者が10名とほぼ同数であるのに対し、「短い／どちらかといえば短い」と回答した者は21名であり、事前開会式については、「適切」と回答した者が10名、「改善の余地あり」と回答した者が19名、「実施自体を無くしてもよい」とした者が9名であった。

#### <分析と検討>

まず、開催時期については、参加ゼミが3年ゼミであるということから<sup>18</sup>、就職活動との兼ね合いにより、早期の実施を求める声が多かったものと考えられる。また、準備期間に関しては、レジュメの交換が討論会開催の5日前であったことから、学生としては、ヨリ早く相手方の主張を把握しそれに備えたいという希望があったものと推察できる。しかし、問題配付から討論会開催までの設定期間自体について言うならば、先に述べたよう、問題の配付が討論会当日のおよそ一ヶ月前であり、他の法律討論会においても準備期間は二ヶ月程度であることから<sup>19</sup>、これと比較しても一概に短いものとは言えない。学生からすると、問題を早く知りたいと思うのは当然の心理であるが、準備の中だるみ等、早期の提示による様々な問題を考慮した上で、期間設定の妥当性を検討する必要がある。

また、当日の対戦時間に関しては、学生自身の準備の問題と運営上の問題の二つの側面から捉える事ができる。前者においては、学生が質問内容を正確に把握できず、相手方との意思疎通に時間を要する場面が見られたり、質問意図を汲んだ回答がなされないために、再度回答を求められるという場面が生じていたほか、グループ内での相談に時間を要する等、多くの時間的ロスが現実には発生していた。また、進行等後者の問題に関わる事柄もあり、

改善すべき問題である。これについては後述する。

なお、Skypeによる開会式について付言すると、昨年度は各大学の設備事情により、旭川大学と本学のみこれを使用し、小樽商科大学は、携帯電話の通話を介して音声のみでの参加となった。そのため、小樽商科大学にとってみると、この開会式自体に参加感がなかったのではないと思われる。また、旭川大学と本学においても、音声の乱れや映像の不鮮明等が多く、接続が切断される場面も多く生じていた。さらに、組み合わせ決定はじゃんけんで行ったが、時差のある画像と口頭じゃんけんの混合になってしまったため、不手際感が否めない状況になってしまった。今年度においては、これらの問題点の露呈と上記設備上の問題からも、Skypeによる事前開会式の実施は廃止することとした。

#### (ii) 討論会の準備について

##### <学生の回答>

個人での準備時間について、「30時間未満」と回答した者は14名、「30～60時間」と回答した者は15名、「60時間以上」と回答した者は10名であり、これらの時間に対して、「適切だった」と回答した4名以外の35名は、全員「もっと時間をかけるべきであった」と回答した。また、「スケジュールを立てて取り組んだ」と回答した者は20名で、そのうち「スケジュール通りに行動できた」とした者は4名にすぎなかった。

その他の項目では、「自ら課題を見つけ積極的に取り組んだか」、「自分の力で論点を見つけられたか」という質問に対し、「はい」または「どちらともいえない」と回答した者がほぼ同数であったほか、「他に対し積極的に働きかけたか」、「与えられた課題を期日までに仕上げられたか」、「論点を理解できるよう積極的に自習したか」、「論点を理解できるよう友人に積極的に意見交換を求めたか」という四点の項目については、いずれも6割を

超える25名以上が「はい」と答え、次いで回答の多かった「どちらともいえない」とする者の倍以上を数える。

また、ここで回答が割れた項目は、「論点を理解するのに授業が役に立ったか」というものであり、17名が「はい」と答えたが、「いいえ」とした者が10名、「どちらともいえない」と回答した者は12名であった。

他方、グループでの準備作業について目を移すと、グループとして準備に取り組んだ時間は「一ヶ月程度」とする者が20名と多く、次いで「一ヶ月以上」と答えた者が14名であり、この時間についてはおよそ8割の31名が「もっと時間をかけるべきであった」と評価した。

グループ作業に対しては、「積極的に議論に参加したか」、「自分の意見を主張できたか」という問いについては、それぞれ28名、26名が「はい」と答えているが、「自分の意見を相手に理解してもらえたか」という項目になると、「はい」とする者が23名となり6割を切る状況となった。また、相手と意見が対立した際に、「相手の意見を受け入れられた」と回答した者が30名に上るのに対し、同様の状況で「両者の納得いく結論を出せた」と回答した者は22名に減少している。さらに、「相手の意見を引き出せたか」という質問に対しては回答が割れており、「はい」と答えた者は13名、「いいえ」とした者は10名、「どちらともいえない」が16名と一番多かった。

加えて、グループでの準備作業にまつわる人的関係を問う項目である、「グループ内でストレスを感じる場面に遭遇したか」という設問に対しては、「はい」とした者が24名、「いいえ」とした者が11名、「どちらともいえない」とした者が4名であった。このうち、「はい」または「どちらともいえない」と回答した28名を対象に追加質問を行っている。まず、そのような状況において「問題が何かを分析したか」という問いについては、7割

を超える21名が「はい」と答えており、「問題について解決を働きかけたか」という質問に対して、「はい」とした者は14名、「いいえ」、「どちらともいえない」とした者は、それぞれ5名、9名であった。その一方で、「解決に向けて皆の意見を聞く場が設けられた」と感じた者は21名を数えている。また、「問題について自分の意見を述べた」と回答する者は22名であるが、「問題解決に向け具体的な提案をした」とする者は15名であり、「いいえ」が7名、「どちらともいえない」が6名であった。さらに、問題に遭遇した際に「自分の気持ちをコントロールできた」と回答した者は14名であったのに対し、「どちらともいえない」とした者は10名、「いいえ」とした者は4名であり、「問題を誰かに相談したか」という問いに対しては、14名が「ゼミ内の仲の良い友人に相談した」と回答したほか、9名が「ゼミ教員に相談した」と回答、その他では「ゼミ以外の仲の良い友人」(3名)、「家族」(2名)等があったが、「相談していない」とする者も5名いた。なお、この選択肢は複数回答が可能である。最終的に、「問題を自分の成長の機会と捉えられたか」という質問に対しては、18名が「はい」、6名が「いいえ」、4名が「どちらともいえない」と回答している。

#### <分析と検討>

個人、グループを問わず、準備作業にかけた時間に対しては、殆どの者がもっと時間をかけるべきであったと回答している点、学生自身、自己反省している様子が窺える。スケジュールを立てたにもかかわらず、その通りに遂行できなかったという結果からも、思い通りに討論できなかったという印象が強いのもかもしれない。ただ、学習という点について見ると、多くの者が自ら勉強し、グループ内でも意見交換をするなどして、理解を深めようとしていた姿勢が見られる。また、グループ内での議論においては、他者と意見が衝突

したときに、相手の意見を受け入れられたとしながらも、半数以上が相手の意見を引き出せたとは言い難いと感じており、結論として両者の納得いく意見にはならなかったのではないかと考えている状況が見られ、コミュニケーションが上手くとれていたかどうかという点が浮かび上がる。

この、コミュニケーションという側面については、グループ内でストレスを感じた状況においても一つの鍵となっているようである。半数の者が問題の解決を働きかけているが、半数は働きかけを行っておらず、解決の場が設けられた際には、8割近くが自己の意見を述べているのに対し、解決に向けての具体的な提案を行うという積極的な行為を行ったとする者はやはり半数程度でしかない。個人的にゼミ内の友人と話し合った者も半数であること、他者との相談自体を行っていない者もいることを併せて考えると、自己と他者の意見を、他者と共に折衷あるいは発展させていく作業に慣れておらず、特にさほど親しくない者との意見の交換が上手く出来なかったのではないと思われる。

### (iii) 法律討論会全般について

#### <学生の回答>

問題の難易度に対し、「適切」と回答した者は22名である一方、「難しい」と回答する者も16名おり、「易しい」とした者は1名のみであった。討論会参加前の討論会に対する気持ちとしては、「ぜひやってみたい」、「時期をずらせばぜひ参加したい」とした者は8名であるが、「興味はあるが参加は迷う」、「やれと言われれば参加してもよい」、「できれば参加したくない」と回答した者はそれぞれ13名、8名、9名おり、さらには「絶対参加したくない」と回答した者も1名いた。これに対し、討論会参加後の討論会に対する気持ちとしては、「悔しい」が17名、「楽しかった」が14名、「もう一度やりたい」が12名、「達成感がある」が5名であり、「できれば

やりたくない」とした者が5名、「やらないほうがよかった」、「二度とやりたくない」、「難しかった」、「不完全燃焼である」が各1名であった。なお、この設問は複数回答が可能である。その上で討論会に対する満足度を見ると、「やや満足」と「やや不満」がそれぞれ12名、「普通」が10名、「大変満足」が3名、「大変不満」が1名という結果であった。

その他、「討論会に必要だと思うもの」、「討論会を通して感じたこと」、「討論会についての意見・要望等」という三つの項目につき、自由記述で以下のような回答を得た。

第一の項目については、勉強と事前準備、理解力、問題発見力、発言力（アウトプット力）、報告・連絡・相談、意欲、協調性、理解の共有、打ち合わせ、コミュニケーション力、チームワーク等の他、時間、環境づくり、当日の進行に対する工夫、景品といった事柄が挙げられた。第二の項目については、相手に意見を伝えることの難しさや語彙力の不足、相手の意見を理解し質問することの難しさ、意思疎通の難しさ、言い足りなさ、役割分担の必要性や協調性、意見をすり合わせることの難しさ、人との関わり合いの難しさ、チームで活動することの難しさとそれを乗り越えることの大切さ等が挙げられ、第三の項目については、討論会当日の流れの周知、待機教室の確保、開催時期の検討、スムーズな進行といった要望が主に挙げられた。

#### <分析と検討>

実施前の法律討論会に対する感想に否定的なものが多い理由は、討論自体、日常的に経験する機会が乏しいということに加え、他大学とそれを行い、しかも順位が決定されるという条件が、学生にとって非常にプレッシャーの強いものであるからであろう。加えて、参加ゼミにおいては、商法や民事訴訟法のゼミもあることから、民法上の論点を題材にする問題に対して、不安や苦手意識を有していたこともあるかもしれない。実施後の感想でも

同様に回答している者もあるが、楽しかった、もう一度やりたい等の肯定的意見も3割程見られた点、やってみると案外面白かったという側面があるようにも思われる。また、自由記述において、自らの意見を伝達することや的確な質問をすることの難しさ等、発信力・発言力の重要性を実感するコメントが多く見られたことから、真に言いたいことを十分に伝えられなかったという感想を抱く者が多いと推測され、それが、悔しい、もう一度やりたい、不完全燃焼という感想にも繋がったのではないだろうか。

また、討論会に必要なものにコミュニケーション力やチームワーク力、協調性、理解の共有等を挙げていることから、グループとして物事を進める際に重要と見られる事柄を重視していることが伺え、(ii)と併せて考えても、討論会を通じて学問的側面での課題のみならず、他者との協同や円滑な関係性の構築といった人的側面での課題をも発見し、経験してきたものと思われる。

## B. 法律科目に対する意識

本項目群では、法律科目に対する意識調査として、討論会参加前後の意識変化を調査する項目を設定している。

### <学生の回答>

まず、討論会参加前の意識として、法律科目は得意であると答えた者は6名にすぎず、「いいえ」は20名、「どちらともいえない」は12名であった。そして、法律科目が「好き」と回答した者は13名、「難しい」が21名、「面白い」が16名、「あまり楽しくない」、「役に立つ」と回答した者がそれぞれ1名であった(複数回答可)。好きな法律科目と苦手な法律科目については、以下のような回答となっている(斜線を挟んで前が「好き」と回答した人数、後ろが「苦手」と回答した人数。なお、複数回答可)。民法のうち「総則・物権」は16名/10名、「契約法分野」では10名/12

名、「家族法分野」では5名/8名であり、「商法」は4名/13名、「会社法」は8名/4名、「民事訴訟法」が11名/7名、「憲法」が10名/11名、「刑法」が5名/10名、「刑事訴訟法」が1名/3名であった。その他、苦手な科目として行政法、地方自治法、手形小切手法を挙げる者が各1名いた。

次に、討論会参加後の意識において、上記で回答した法律科目への意識変化を問うたところ、「意識変化があった」と答えた者は12名、「なかった」と答えた者は17名、「どちらともいえない」と答えた者が9名であり、討論会を経て、「法律科目全体への関心が高まった」と回答した者は12名、「民法への関心が高まった」と回答した者が22名であり、逆に、「法律科目全体への苦手意識が高まった」とした者が4名、「民法への苦手意識が高まった」とした者が5名いた。なお、討論会を経た後の関心という項目については、複数回答可能である。さらに、勉強面で感じたことにつき自由記述で回答してもらったところ、勉強不足や、知識あるいは理解不足を述べる者が多く、テストのために記憶、理解した知識が役立たないことを反省するコメントや、判例・通説を理解すればよいという意識が変化したというコメント、自己とは違う視点から考えることの大切さと、意見交換の重要性を述べるコメント等が見られた。

### <分析と検討>

何事に対しても「得意である」とはなかなか答え難いものである。法律科目は難しく、得意とは言えないが面白い、というところであろうか。科目についての好き・苦手の意識も、それぞれほぼ拮抗しているといえるが、商法に関しては苦手意識を有する者の方が多いようである。本討論会の問題は、総則・物権分野からの出題であったが、同分野は比較的「好き」と回答した者が多いものの、それでも5割は超えない数字となっている。

ただ、「民法科目への関心が高まった」と

する者が5割を超えていたことは、討論会の実施がプラスに作用したものと評価できる。加えて、学生自身が日頃の自己の学習態度を振り返り、反省すべき点として挙げている点、討論会の教育効果と評することができよう。

### C. 学生自身について

本項目群は、学生の現在の履修状況と将来の志望、討論会を通して総合的にどのように変化したかの自己評価をはかる項目を設置している。なお、北星学園大学の学生にのみ、他学科科目の各履修割合を尋ねる項目がある。  
 <学生の回答>

法律科目とその他の科目の履修状況については、(法：他)で(7：3)とした者が8名と一番多く、次いで(8：2)と(5：5)がそれぞれ5名、(9：1)、(6：4)、(4：6)、(2：8)、(1：9)が各3名、(3：7)が2名、法律科目のみ履修しているという学生も1名いた。そのうち、北星学園大学においては、経済科目、経営科目、会計科目の履修割合を回答するよう求めたところ、様々な回答が得られ、概観すると、経済科目を他の2科目より多く履修していると回答した者が8名、うち、経営科目を履修していない者は2名、会計科目を履修していない者は1名であった。また、会計科目以外を同じ割合で履修し、会計科目より多く履修していると回答した者が3名、全科目同じ割合で履修していると回答した者が1名であった。

将来の志望については、複数回答可の表記はなかったものの、複数回答のアンケート結果がいくつか見られた。その上で、公務員と回答した者が16名であり、流通・サービスが8名、金融が7名と続く。その他、保険・証券、卸・小売、新聞・印刷・出版、メーカー、総合商社などの回答が見られたが、未定と回答した者も4名いた。

最後に、討論会を経てどのように変化したかという質問に対しては、「もっと勉強した

くなった」と答えた者が17名と一番多く、「協調性が高まった」、「忍耐力がついた」とする者が10名、「チームワーク力がついた」が9名、「人の意見を聞けるようになった」が8名、「計画性が身についた」が6名、「気配りができるようになった」、「コミュニケーション力がついた」が各5名、「責任感がついた」が4名、「行動力が付いた」、「議論する力がついた」、「発言を恐れなくなった」が各3名であったが、「特に変わらない」とした者も4名おり、「自己管理ができるようになった」については回答者がいなかった。なお、本問は複数回答が可能である。

### <分析と検討>

参加ゼミが全て法学部には所属していないことから、法律科目以外の履修状況を尋ねたものであるが、およそ6割の学生が、法律科目以外の科目と比較して、同程度以上に法律科目を履修している状況にあることが判明した。殊、北星学園大学においては、足立・長屋ゼミの学生は全員経済法学科所属の学生であることから、カリキュラム展開を考慮しても法律科目以外では経済系科目の開講が多く、このような回答状況になったものと思われる。

法律科目の勉強と将来の志望をリンクした時に、最も導きやすい回答は公務員であろう。現に、弁護士等の選択肢を選んだ者は0と、法律の専門職が現実的ではないと考えているようであり、加えて不況等の社会情勢から、安定した職業を希望するという意味でも公務員を志望する者が多かったのかもしれない。ただ、他方では一般企業への就職も視野に入れている状況も窺え、実際には各大学とも一般企業への就職者数の方が多いことに鑑みると、本項目の回答は、本格的に進路を検討した結果の表れであるとは言い難い側面がある。

討論会を経ての変化を問う質問では、議論する力や行動力といった個人的な技術の獲得というよりも、協調性やチームワーク力等、対他者との関わりにおいて重要となる能力が

身に付いたとする回答の方が多く、グループとして活動する場面を想定しての回答が多かったのではないか。その中でも、コミュニケーション力の獲得を挙げる者は1割程度しかなく、先に見たA. (ii) の回答結果とも整合する。

## ②まとめ

上記アンケートの実施を通して、法律討論会の運営上の問題点につき参加者の視点から指摘がなされると共に、学生が法律討論会をどのように捉えていたのか、そして、非日常的な討論会を経験することによって何を、何を学んだのか、またどのように自己を振り返ったかを把握することが一定程度できた。すなわち、学習以外の面では、他者との協同場面で困難に遭遇することで、グループの一員としてどのように行動すべきかを意識していることが窺え、コミュニケーションの大切さを痛感しているようである。自己の意見や見解のアウトプットも、このコミュニケーションという側面に作用する要因であり、これらは社会人基礎力との関係からも重要視されるものと考えられる。これについては4.に譲る。

他方、学習面においては、学生の大半は法律科目の勉強を難しくと感じていると共に、日頃の学習における理解不足や定着度が薄いことを自覚しているようである。また、授業が役に立ったとする回答数は少なく、各大学のカリキュラム展開との関係や通常の授業との連携等ということも課題として浮かび上がった。

以下では、法律討論会の教育的効用という観点から、本法律討論会の意義についてさらに検討を進めるものとする。

### (3) 法律討論会の効用

本法律討論会は、そもそも実施のねらいとして以下の事柄をあげている。第一に、講義

や演習を通じて学んできた民法等の知識をより深く定着させ、かつ、活きた知識として実践的に活用させること、第二に、法的問題を多面的に捉え、多角的に検討する能力を涵養すること、第三に、論理的、説得的な主張の展開を検討させ、議論する能力を培う、というものである。そして、上記ねらいを達成することによる教育効果として、以下の事柄を期待している。まず、大学で学んだ机上の法律知識を、具体的事例を基に活用させることで、ヨリ立体的に理解させることができること、第二に、学生自らが役割分担をするなど主体的に活動することにより、責任と自覚が生じ、さらに学生同士の協調性を高めることができること、第三に、日常的に経験することの少ない討論を体験することにより、説得的な表現や論理展開を実感させると共に、相手の状況に応じた臨機応変な対処を学ぶことができること、第四に、これらを通じて学生が社会に出ていくにあたっての社会人基礎力が涵養されること、である。さらに付加的なメリットとして、教員が学生の理解度をはかることができること、他大学との連携により、学生・教員共に知的交流や情報交換をはかることができること等も視野に入れている。

第一の実施のねらいは、学習した知識の確認と深化と捉えることができ、これは、法律討論会本来の効用と直結する。一般的な法律討論会は、佐古田准教授、足立准教授が旭川大学において行ってきた法律討論会もそうであった如く、論題に対し立論し、質問者の質問に答えるというスタイルで行われることが多い<sup>30</sup>。このような法律討論会においては、参加者は、論点を把握し、既存の判例・学説を分析し検討する作業を行い、自己の意見を形成し根拠づけると共に、考えられる批判に対する回答を検討することで、あらゆる角度から主張を磨きあげる。この一連の作業を通じて、自己の得た知識や理解が一層深められてゆくのである。



しかし、一昨年度から本学において行われてきた法律討論会では、前述のとおり、原告、被告双方が熾烈にやり取りを交わす模擬裁判形式を採用しており、通常の法律討論会とは趣を異にする。この点、本討論会の特徴であると言えよう。本討論会のような形式の討論会は、上告審タイプの模擬裁判と類似する<sup>21</sup>。上告審は法律審であるため、事実審の判決に対する法令違反等を審査することがその役割であり、事実関係については、それまでに事実審が確定したものに拘束され（民訴法321条1項）、当事者による新たな事実の主張や証拠の提出はなされず、事実審において必要とされるような尋問技術も必要ではない。つまり、上告審では、法的な論点に対しどのように考えるべきかということに専ら焦点が当てられるのである。このように見ると、上告審タイプの模擬裁判の実施において必要とされる主な作業は、論点に対する考察・検討であり<sup>22</sup>、この点においては、本討論会のような形式であっても、通常の法律討論会と同様の効用がそのままに妥当する。また、問題の難易度を調整することにより、低学年、あるいは本格的に法律科目を履修していない状況にある学生にとっても、ある程度対応が可能であると考えられる<sup>23</sup>。

さらに、模擬裁判形式を採用することは、通常の法律討論会とは異なり、実体法の理解を深められるだけではなく、訴訟法との繋がりをより意識することができるという利点がある。学生にとって、民法や商法等実体法の学習により、権利の理論的な発生等についてはすぐにイメージが付きやすいものの、訴訟法をはじめとする手続法の学習は、ややもすると裁判技術を学ぶものと捉えられがちであり、権利の実現化プロセスであることが薄れる傾向にある。そのため、実体法の学習と手続法の学習とがどのように繋がっているのかをイメージすることはなかなか難しく、また、実体験として訴訟に関わる機会も殆どないこと

から、両者の関係は今ひとつ鮮明ではないようである。本討論会においては、前述の通り、各ゼミを当事者の訴訟代理人として挑ませるため、学生は最初に「裁判」であることを強く意識することになる。そのため、論点を理解し、判例や学説の検討を行って自己の立場を優位にする法的構成を構築し、自己に不利な情報をどのように捌くかを検討するが、それら実体法上の学習の成果は全て、裁判における主張という形で表され、相手方のそれと対比されることを常に念頭に置かねばならず、討論を通じて自己の権利を実現するプロセスを体験することとなる。さらに、最終的には勝者を決することから、あたかも訴訟における勝敗が決せられるかのようにであり、結果、討論における攻防において如何に説得的な主張や効果的な質問をなすかが重視されてくる。この作業が奏功するためには、単に話術に優れているというだけでは足りず、実体法上の根拠を伴わせなければならないことから、「何を主張しなければならないか」を常に考えることへと繋がっていく。言い換えると、実体法規の適用ないし不適用のためには、事例に現れた訴訟法上の主要事実たる具体的事実を、法規の要件となっている事実、すなわち要件事実へいかにして該当させるかを検討することであり、これによって訴訟の場における実体法の役割を再認識すると共に、訴訟法と実体法がどのように交錯するのかを理解させることができるといえる。

また、これに加えて、本討論会においては、討論会開催前にそれぞれの主張をまとめた書面を交換することとなっており、それを「準備書面」と位置づけることで、単なる討論会を越え、より訴訟を意識させる仕組みを採用していることも付言しておく。

以上のように、本法律討論会は模擬裁判形式を採用することによって、民法の理解を深めさせるだけではなく、通常の法律討論会よりも一歩進んで、実体法と訴訟法との関連を

も理解させる構造となっており、先に指摘した第一の教育効果を一層追及することが可能となっている。

また、このように見る時、第一のねらいを達成させることは、必然的に第二のねらいの達成へと繋がっていることがわかる。そもそも法的思考力とは、法律を解釈し、具体的事象に適用する法的技術、技術的思考をいうが<sup>24</sup>、法律討論会に向けての準備はまさにこのような法的思考力の強化に結び付く。学生に、未知の事例をあらゆる方向から分析させ、様々な可能性を検討させるという作業は、学生の法的思考力がどれほど養われているかを検証する一つの材料となるが、法学部の授業や演習においてすらも、このような機会を設ける事は容易ではない。況や、法学部以外の学部における教育展開をや、である。

ここで考えるべきは、果たして、法学部以外の学部において、本件のような法律討論会を開催することにどのような意義があるのか、である。本法律討論会は、法学部以外の学部にも所属する学生によるものである点、もう一つの大きな特徴であるが、上述した学生アンケート結果からも明らかなように、参加学生に法曹志望の者はおらず、この傾向は討論会に参加した学生以外の学生の間でも主流なものであると考えられ<sup>25</sup>、特に法的知識を要しない一般企業に就職する学生が殆どであるということも現実である。この状況に鑑みると、学生に身につけさせるべき法的思考力は、単なる司法的な法的思考力ではなく企業人としての法的思考力であり<sup>26</sup>、さらに言うところ、それをベースとした法的思考力の応用、すなわち、ある規範や所与の条件を解釈・検討して具体的事象に適用する能力とも言える。このような応用力は突然に身につけられるものではなく、意識的かつ継続的な努力の下に獲得されるものであって、生涯かけて追及されるべきものであるが、少なくともその素地は、社会に出る以前に培われることが好ま

しい。法律論は、適用すべき規範が明定されており、判例・学説といった規範の適用例も存在することから、このような応用力の基礎を養う格好の材料であると考えられ、司法的な法的思考力を涵養することが、将来的に必要となる法的思考力の応用にとっても必要なものであると言える。ここに、法学部以外の学部における法律討論会実施の意義を見出すことができるであろう。

第三の実施のねらいは、ディベート力やプレゼンテーション能力の強化と換言し得る。演習においても報告や議論は行うことから、これらの能力は一定程度養われるが、本討論会においては「わからない」ことや「矛盾する」こと、あるいは「答えられない」ことが「負け」に直結しやすく、鋭い質問や効果的な反撃、首尾一貫した主張が「勝ち」に繋がりがやすい。そのため、練り上げた法的主張を、ヨリ洗練された手法で提示することが必要となると同時に、相手の意図を即座に正確に把握し、それに即応するためのアンテナを磨く必要がある。このような能力を強化することは、勉強の側面においてのみならず、社会に出た後にも役立つものと考えられ、先述した第三、第四の教育効果に帰結する。この点は、社会人基礎力に関する4.に譲る。

#### (4) 小括

以上、学生アンケートの結果分析と本法律討論会の効用を検討してきた。アンケートの結果、討論会の実施により、多くの学生は法律科目あるいは民法への関心が高まったことから、法律討論会が学生に対してプラスに作用したことが分かった。また、それまでの自己の学習について振り返り、改善すべき点があると評価していること、特に法的思考力の研鑽を課題として挙げる声が多く見られ、本討論会がねらいとする法的思考力の涵養が、一側面において進められたと見るができる。

現在は、法科大学院の設立によって、法学部はもはや法曹輩出の窓口ではなくなっており、多目的学部としてその存在意義も変化しつつあることから、上述した法的思考力の応用の追及という事柄は法学部にも妥当すると言える。そうすると、法学部とそれ以外の学部にも所属する法律系学科・コースの役割や、そこに求められるものの間に差異はなくなり、事実上差異があるとしても、専ら法律科目の品揃えといったカリキュラム展開上の相違というところに帰着するかもしれない<sup>27</sup>。法学部とそれ以外の学部における法律科目の展開状況や単位数の違いが、法律討論会を行う上で学生にどのように影響しているかを比較検討するためには、法学部所属の学生との間で討論会を開催することが有用である。このことは同時に、法律科目以外の科目を学んできた事による視点が、法律問題に対してどのように活かされるかを把握する機会ともなるであろう。今後の課題としたい。

最後に、本討論会の教育的側面に関し、授業との関連性について若干述べておきたい。討論会に際して授業が役に立ったと感じられる場面はあまり見られなかった旨、学生アンケートにおいても指摘されている。本討論会で出題された問題は、民法上の基本的な問題を扱ったものであり、民法の授業でも触れられるトピックである。また、総則分野からの出題でもあったことから、難易度的にはさほど難しいものとはなっていない<sup>28</sup>。にもかかわらず、授業が役に立たなかったと回答した者が多かった理由は、以下のように考えられる。

討論に向けての第一準備は、提示された問題の論点を発見することであるが、通常の講義形式の授業において、学生が自ら論点や問題点を発見する作業を行う機会は殆どない。演習においては何度か経験することがあるかもしれないが、それでも慣れるに十分であるとはいえないであろう。このように見ると、「役に立たない」という回答の趣旨は、問題

内容を吟味する上での授業の貢献ということではなく、準備作業という技術的な側面を指している可能性もある。技術的側面を指すならば、討論行為についても同様のことが言える。学生が議論を経験する場面としては、主に演習が考えられるが、そこではディベート技術を学ぶわけではないため、発言力を意識的に鍛える場とはなっていないからである。つまり、討論会において必要とされる技術を習得する機会として、通常の授業は十分に機能していないといえることができるであろう。

他方で、問題内容を吟味するに際しての貢献度を指すのであれば、授業で学んだ知識が定着していないのではないか、あるいは、当該論点に対し授業で十分消化できなかったのではないかという問題が指摘できる。アンケート上見られた、試験の為の勉強では役に立たなかった旨の回答も、このようなことを示唆するものと思われる。当該科目の授業計画や他の科目との関係から、講義において一論点を深く突き詰めていくことは率直に言って難しい。したがって、授業内容をより深く定着させる場としては、やはり演習が重要なものとなり<sup>29</sup>、ここに講義と演習の役割分担が鮮明となる。

これらを併せて考えると、討論会には、論点について深く学習するという学問的側面と、準備作業とアウトプットという技術的側面が存在し、授業では前者の範囲をカバーすることが一応可能であるが、後者については賄えない部分が多いことが指摘できる。後者のような技術的側面について学生の能力を高めるためには、やはり討論会のような実践的教育を展開することが必要であると言えるのではないだろうか。

#### 4. ゼミ対抗法律討論会と社会人基礎力の育成

本共同研究の発起人である北星学園大学

長屋幸世准教授から、ゼミ対抗法律討論会と社会人基礎力との関係について執筆して欲しいとのご指示を受けた。足立の担当するゼミが、2010年度と2011年度、「社会人基礎力育成グランプリ 北海道・東北予選大会」（日本経済新聞社デジタル営業局主催・経済産業省共催）に参加したことによる<sup>30</sup>。私自身、学生教育・社会人基礎力の育成を専門に研究しているわけではないが、僭越ながら、社会人基礎力育成の観点から、法律討論会の意義について考察を試みる。

以下では、まず、社会人基礎力とは何かについて説明する。次いで、ゼミ対抗法律討論会と社会人基礎力の関係について検討して、最後に、若干のまとめをしたい。

#### （1）社会人基礎力とは

経済産業省編「社会人基礎力 育成の手引き－日本の将来を託す若者を育てるために」（制作・調査 学校法人河合塾）（以下、頁数のみを掲げる）に従って社会人基礎力とは何かを概観する。

2005年7月、経済産業省主導のもと、「我が国経済を担う産業人材の確保・育成の観点から、『社会人基礎力』の養成、企業の人材確保・育成、企業や若者の双方に納得感のある就職プロセスの在り方等について検討するために」、産学官の有識者による「社会人基礎力に関する研究会」（座長・諏訪康雄 法政大学 大学院教授）が組織された<sup>31</sup>。その成果が、2006年2月、「職場や社会の中で多様な人々と共に仕事をしていくために必要な力」＝「社会人基礎力」として発表された。

「社会人基礎力」概念が提案されるに至った背景を簡単に見ておこう。バブル経済の崩壊以降、日本経済は、国際経済競争力が低下し、従来の経済構造、経営戦略、組織・職場環境の見直しを迫られ、変容を遂げた（11頁以下）。産業界自体に若者を育てるだけの体力がなくなり、若者（新入社員）を早くから即戦力として使おうという意識が高まった。

若者に求められる仕事のレベル（質・量・スピードなど）が高度化した（16頁以下）。

他方で、若者を取り巻く環境も変化した（21頁以下）。大学進学率が50%を超える一方で、勉強方法のマニュアル化も進み、自発的に動き・考える主体性をもった若者が少なくなり、学問・教養への畏敬の念も薄らいでいった（22頁）。生活環境が豊か・便利になった反面、他者・異質なものと深いコミュニケーションを回避する傾向が見られるようになった（24頁以下）。

ここに、産業界のニーズと若者の現状の間にミスマッチが起こった（28頁以下）。すなわち、産業界が若者に求める能力について、そのレベルだけではなく、その意味についても、産業界と若者との間で齟齬が生じているのである。これは、企業社会と若者社会の間で、人間関係のあり方、そこでの行動に対しての考え方に、隔たりがあることに関係しているのだろうとされる。また、このミスマッチは、産業界と若者の間だけではなく、産業界が求める人材と大学が育成する学生の能力の間にも生じた（5頁）。そこで、このミスマッチを解消するために、産学連携した若者の育成・評価の在り方として、「社会人基礎力」の概念が提案された（20・21頁、28頁以下）。もちろん、「社会人基礎力」だけあれば十分ということではない。若者は、その他に、「人間性・基本的な生活態度」、「基礎学力」や「専門知識」など、さまざまな要素を身につけることで、将来、社会人として活躍していける力を獲得していくこととなる（3頁）（本稿75頁・資料1を参照）。

このような背景に基づいて創出された「社会人基礎力」は、「チームを組んで課題を解決すること」をその基本的なプログラムとしている。社会人基礎力の育成は、産業界にとっては、活力のある人材が送り込まれることにつながり、若者にとっては、産業界のニーズに応えるための能力・スキルが身に付くこと

となり、教育現場にとっても、教育方法を改善していくための起爆剤となりうる(34・35頁)。そうして、人と人との関係において行われる教育は、「人間性の向上、生きていく意欲の向上、真実を前にしてひるまない心の向上」にもつながっていくとされた(35頁)。

「社会人基礎力」は、3つの力と、それらを構成する12の具体的な能力要素からなる(本稿75頁・資料2を参照)。3つの力とは、「前に踏み出す力(アクション)」、「考え抜く力(シンキング)」、「チームで働く力(チームワーク)」である。「前に踏み出す力」には、「主体性」、「働きかけ力」、「実行力」、「考え抜く力」には、「課題発見力」、「計画力」、「創造力」、「チームで働く力」には、「情況把握力」、「柔軟性」、「規律性」、「傾聴力」、「発信力」、「ストレスコントロール力」が含まれる。以下、それぞれの力と能力要素について解説を加えていく。

まず、「前に踏み出す力」とは、「意欲・やる気という個人の内的レベルから、実際の目標達成という外に効果が現れるレベルまで、いわば能動的行動に関する領域を司る力」とされる(36頁以下)。

「主体性」とは、「意欲や自信を支える自尊感情の部分を含みつつ、自律性から積極性、さらに自己理解・管理・評価能力までカバーする力」である(40頁以下)。すなわち、若者は、ある目標を設定することで、その目標を達成すべく知識を獲得しようとする。その過程で、自らの強み・弱み、行動・思考・感情の状態を理解し、管理・制御する能力を獲得する。目標が達成されることで、若者は、自己効力感(自信)を得ることになるとされる。

「働きかけ力」とは、「主体性」で育まれた積極的態度をもって、他人に何かを頼んだり、他人を勧誘したりできる力である(42頁以下)。他人に働きかけることで、若者は、他人に対して信頼や共感できる能力や、傾聴スキルなどを背景とした「対人働きかけ効力

感」を獲得する。さらに、他人を巻き込んでいくためには、「自らの考えを、客観的に理解しなおし、自分の考えの正当性を論理的に相手に伝えられる力」が必要とされる。

「実行力」とは、目標を実現する力である(43頁)。目標実現のためには、「必ず実現しよう」という意志と価値観をもって、粘り強く課題・仕事に取り組むことが必要となる。さらに、自分の行動・思考・感情を理解し制御する力(自己理解・制御力)に基づく自己マネジメント能力も必要である。目標実現のためには、目標を大きな目標と小さな目標に分解して、一つ一つの目標を達成していく喜びを感じる(達成動機)や、実行したことが効力を発揮するだろうという楽観的期待感(自己効力感)をもつことが大事だとされる。

次いで、「考え抜く力」とは、「いかなる問題にも、時に果敢に、時に知識をうまく活用し、要領よく解決していくために必要な力」とされる(44頁以下)。

「課題発見力」とは、問題点を発見し、理解し、解決法を考えだし、評価・検証しつつ、解決を実行に移していく問題解決のプロセスを踏むことができる力である(45頁以下)。問題理解・解決のためには、知識・情報を収集し、それを論理的に再構成していく論理的思考力が必要となる。また、自分の問題理解を他人に発信して、他人の意見を傾聴し、自分の理解不足に気付いて、さらに知識・情報を収集し、問題理解を深化させることも重要であるとされる。

「計画力」とは、問題解決の方向性が見えて、実際に問題解決に向けて行動を起こすときに重要になってくる段取りを付ける力である(48頁以下)。目標に優先順位を付けて、漠然とした目的を明確化し、実行可能にしていく力とされる。しかし、計画を立てても、その進捗状況や目的は絶えず変化することから、その時どきに応じて活動計画や目標を柔軟に変えていく「柔軟性」が必要となる。

「創造力」とは、問題解決の方法が明らかでない場合に、試行錯誤を繰り返しながら、既存の知識や考え方を再構成していくことができる能力である（49頁以下）。「創造力」は、課題発見プロセス、他人への働きかけ、目標の実現、問題解決を進めるにあたっての計画、チーム内での発信や傾聴、さらにはストレスコントロールの際にも必要になってくるとされる。あるモデル・ケースでは、学生の「創造力」育成の試みが、学びへの関心・意欲を引き出し（「前に踏み出す力」）、自尊感情とともに他者への好意的感情を芽生えさせる（「チームで働く力」）好循環を生んだ。

最後に、「チームで働く力」とは、チームの中で働き、チームをより良い関係に創り上げていく力だけではなく、チームを超えて良い人間関係を構築していくための力、さらには、社会の人間関係の中で自分を活かし、社会に貢献していく力を含むとされる（52頁以下）。

「状況把握力」とは、集団における自分の役割を理解し、行動に転換し、状況をより良いものに変えていこうとする能動的な力である（53頁以下）。人間関係を形成していく基本的な能力であり、非言語コミュニケーションの領域に属するとされる。

「柔軟性」とは、他人の考え方に対応できる能力、場合によっては、受け入れがたい異質な考えや予期していなかった状況に対応していくことができる力である（54頁以下）。若者に適切な自尊感情があれば、他人を認め、異なる意見・考えに耳を傾け、協調することが可能になるとされる。

「規律性」とは、ルール・約束、礼儀やマナーを理解し、守ることができる、人としての基本的な資質・習慣である（55頁）。

これらの三つの能力要素は、基本的な人間関係の形成にとって重要なものであるとされる。

「チームで働く力」における「傾聴力」と

は、他人の話を聞くことができるスキルはもちろん、相手の言ったことを再構築して理解できる力、相手の言いたいことを引き出してあげることができる力、相手が自分の考えを整理していくための力になってあげられる力とされる（56頁以下）。つまり、ここでの「傾聴力」とは、他人との関わりの中で要求される力である。「傾聴力」を高めることで、他人に対しての共感や好意を高めることができる。チームメンバーの「傾聴力」が高まることで、メンバーがもつ知識の断片が再構成され、新たな考え方が生み出されることもある。

「発信力」とは、組織をスムーズに運営するための「報告・連絡・相談（ほう・れん・そう）」から、会合で発言して議論を動かす役割を果たすことができる力、さらには、個人や組織の既存の知識を分かりやすくかつ説得的に相手に伝えることができる力であるとされる（58頁以下）。

即戦力が求められる産業界では、若者は入社以降、仕事の量・質・スピードとともに、学生時代に経験したことのないようなストレスを受けることになる（ストレスを原因に入社後短い期間で辞めてしまう若者の多さが問題になっている）。ストレスに対処していく方法、それに耐えられる心、すなわち「ストレスコントロール力」を鍛えていくことも、（大学）教育に求められている。「チームで働く力」の「状況把握力」、「柔軟性」、「発信力」、「傾聴力」、そして「前に踏み出す力」を高めることで、ストレス耐性も強化されるとされる。

以上見てきたように、「社会人基礎力」は、3つの力・12の能力要素が別個に存在しているわけではなく、それぞれが有機的に関連しあって「社会人基礎力」という総合的な力を構成している。とりわけ、従来、若者個人の能力として考えられがちであった「前に踏み出す力」や「考え抜く力」が、チームで

の活動でどう発揮されるか、他人との関わりのなかでどう発揮されるか、という観点から捉えられているところに、「社会人基礎力」の特徴があると言えるだろう。もちろん、経済産業省と「社会人基礎力に関する研究会」も認めるように、「社会人基礎力」が人間の能力の全てではない(60頁以下)。この概念は、若者自身が自分の能力を評価し、教育機関・産業界が若者(学生)の能力を評価・育成するための一つのツールであると考えられる。各教育機関で、それぞれの目的に応じて、このツールを調整・改良していくことが求められている。

そこで、このような「社会人基礎力」が、法律討論会とどのように関わってくるのかについて次に見ていこう。

## (2) ゼミ対抗法律討論会と社会人基礎力の育成の関係

2011年度ゼミ対抗法律討論会は、11月8日に各ゼミに問題を配付し、12月17日に討論会本番を迎え、約1ヶ月弱で、各ゼミは自分たちの主張・論拠を構築していかなければならなかった。各ゼミ生は、与えられた事例問題の内容を理解し、そこから論点を抽出し、論点について(積極説・消極説それぞれの)判例・学説を検討して、それに基づいて、各自の主張を展開していった。ゼミ生は、この過程で、社会人基礎力の「前に踏み出す力」(特に「主体性」,「実行力」,「考え抜く力」(特に「課題発見力」,「計画力」,「創造力」))を發揮したことになる。しかも、法律討論会の場合、これらの作業を、チームで、つまりメンバーと協力関係を築きながら遂行していかなければならない。各ゼミは、ゼミ内で既知のゼミ生を相手にディスカッションを行うことには慣れていただろうが、ゼミが一つのチームとして他ゼミと法律論を戦わせることは、おそらく初めての体験だっただろう。チームで取り組む以上、チーム内での不満・軋轢・

心の葛藤を経験し、また、チームで動くことの責任感・規律を感じて、チームで動くことの基本的なルールを学ぶことになった(「チームで働く力」の「情況把握力」,「柔軟性」,「規律性」の習得)<sup>32</sup>。さらに、差し迫る書面提出の期限、本番へのプレッシャーにもさらされた。こうしてゼミ生は、普段の授業や演習、アルバイトや部活・サークル活動、日常の友人関係では経験することのない幾重ものストレスに直面した(「チームで働く力」の「ストレスコントロール力」の鍛錬)。ゼミ生たちは、ストレスにさらされながらも、勉強・チームワークの両面で、メンバーに働きかけ、発信・傾聴を繰り返し、時には対立、共感を感じながら、チームワークを形成・確立し、問題解決のための主張を組み立てていった(「前に踏み出す力」の「働きかけ力」,「チームで働く力」の「傾聴力」,「発信力」の發揮)。

ゼミ対抗法律討論会の開催は、学生に勉強・法学に対してのモチベーションを与えることを目的としていた<sup>33</sup>。しかし法律討論会は、図らずも、学生が、社会人基礎力の3つの力・12の能力要素を發揮・鍛錬する絶好の機会でもあった。すなわち、講義で学んだ知識を実際に活用し、社会に出て働くためのベースを学ぶ場となったのである。これは、まさに「社会人基礎力」概念が提案された趣旨である。

## (3) 小括

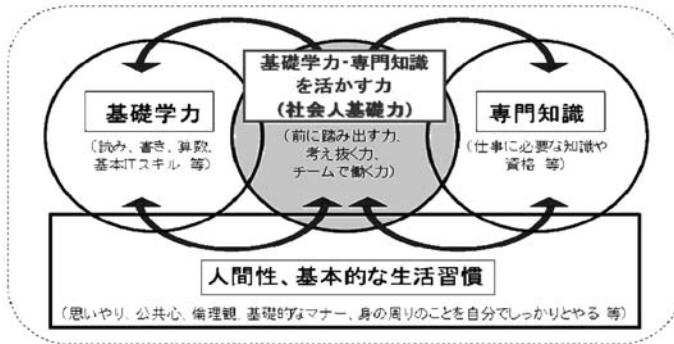
以上見てきたように、ゼミ対抗法律討論会は、学生の社会人基礎力、3つの力・12の能力要素をそれぞれ伸ばしていくのに役立つことが分かった。また、足立ゼミの経験から、事前に社会人基礎力の概念を学生に伝達・理解させることで、学生が法律討論会に(もちろん、それだけではなく大学生生活全般にも)主体的にコミットしていく動機付けを与えることができるようにも思われる。これは、討論会当初の目的である、学生の勉強・法学へ

のモチベーションの向上にも繋がる。今後は、法律討論会の開催目的に、社会人基礎力の育成も加えていくべきだろう<sup>34</sup>。その目的を実現するために、教員自身が社会人基礎力を理解し<sup>35</sup>、準備段階から学生に社会人基礎力の成長を自覚させる仕掛けを作っていく必要がある。具体的には、学生に向けて社会人基礎力を解説し、討論会開催の意義（リーガルマインド・社会人基礎力の育成）、討論会を通じて学生のどういう能力を伸ばそうとしているのか、それらの力を伸ばすことが、学生にとって、どういうメリットがあるのか、それ

が将来どう生きてくるのかなどを説明し、節目ごとにチェックシートを用いるなどして<sup>36</sup>、学生の自己評価と、教員からの評価のフィード・バックを行うことであろう。そして、可能であるならば、法律討論会以前の通常のゼミ活動においても、社会人基礎力の観点から、ゼミ生の指導に当たっていくことも考えていかなければならない。

社会人基礎力という学生育成のためのツールを、学生の法教育・法学教育・専門教育において、どのように活用していくか、我われ法学教員にとって、今後の課題である<sup>37, 38, 38a</sup>。

資料1 【社会人基礎力の位置づけ】



(経済産業省・提供)

資料2 【社会人基礎力の構成】



(経済産業省・提供)



## 5. 各ゼミの意見と今後の課題

3大学4ゼミ対抗法律討論会としてその規模を拡大することにより、各ゼミ特有の事情に基づく討論会に対する見解や意識が明らかになると共に、討論会実施上の問題点も浮かび上がった。以下では、各ゼミの討論会に向ける取り組みを紹介すると共に、各ゼミから得られた意見や、今後改善すべき運営上の課題をいくつか挙げる。

### (1) 旭川大学(佐古田ゼミ)

#### ①事前準備

旭川大学は昨年に引き続いての参加であったが、昨年の参加者で今年も参加したのは3年生1名のみである。2011年度の佐古田ゼミの学生は、3年生1名と2年生2名の計3名であった。佐古田ゼミは、当初から大学対抗法律討論会への参加を前提にゼミ生募集を行うため、人数は少ないが、討論会で議論したいという意欲ある学生が集まる。通常の演習では判例研究を行っており、学生はほぼ毎月、報告が当たるとともに、毎回の演習では3名全員が少なからぬ時間を与えられ、質疑応答の上、自分の意見を述べる事が要求される。あまりの負担に時としてスランプに陥ることもあったが、全体としては、ゼミ生は討論会での活躍を目標に前向きに努力してきており、法的思考能力や論理的叙述能力は少しずつ着実に向上してきた。

討論会参加に先立ち、人数の点で他大学のゼミと差が大きいため、憲法ゼミや1年生からも協力者や見学希望者を募り、準備期間は毎回11名が参加して勉強会を開催した。しかし、他ゼミの学生は自分のゼミの勉強もあり、また参加を決めたのが直前で、既に様々な予定が入っていて十分に勉強時間が割けなかったことや、ゼミの指導教員の勧めで参加を決意したという経緯もあり、結局、討論会に向けて積極的に準備を行ったのは、リーダー・サブリーダーである本来の佐古田ゼミの学生

2名と憲法ゼミの3年生1名の計3名であった。この3名が、日々、空き時間を見つけては、ゼミ室やロビーに設置されたPC前に集まり、読んできた資料に基づいて検討を重ねつつ、レジュメを作成していくという形で行われた。そして他の協力学生と1年生は、週1回開催される全体勉強会に参加して、3名の勉強の成果につき解説を受け、その解説の範囲内で質問をし、リーダー・サブリーダーがそれに答えるという形で全体勉強会は進行了。このような状況であったので、最後まで人手不足で苦勞したようである。他の学生にも役割を分担するよう、担当教員としては度々アドバイスしたが、リーダー・サブリーダーは、本来のゼミ生ではないだけに、負担を強いるのが憚られた様子である。討論会終了後の学生の反省によると、3名だけでやらずに、もっと他のメンバーと連携し、協力体制を築くよう工夫していれば、より高順位が出せたのではないかという点が、最大の反省点であったようである。他面、それでも他ゼミの学生が勉強会に参加してくれたことで、普段の3名だけのゼミとは異なり、準備期間中は学生が主体となって大勢で賑やかに議論することができ、また他ゼミの学生とも連帯感を持つことができたため、楽しい経験ができたと評価している。

なお、昨年の参加者であるリーダーは、昨年の討論会では他の参加者に頼りすぎて負担をかけたことを、昨年の反省事項として挙げていたが、その反省からか、今年は他ゼミの協力学生には無理な負担を強わず、自分が最終的に責任をもつことで、最後まで皆に気持ちよく参加してもらおうということを強く意識していた。このリーダーの方針により、旭大チームでは準備期間中、特に問題が起こることもなく、雰囲気よく準備を進めることができた。討論会への参加姿勢に関し、この学生の1年間の成長はめざましいものがあった。討論会の結果は、時として学生にとって受け

入れがたい辛い経験となることがあるが、その分学ぶところも多く、ゼミ対抗の討論会は責任感の醸成に効果的であることが認められる。

## ②法律討論会当日

討論会当日、勉強会に参加した11名のうち、3名がやむを得ぬ理由で欠席したが、6名が討論会に参加し、1年生2名が見学席に座った。

討論会では、入念な準備を行ったリーダー・サブリーダーが主に発言を行った。勉強量の差からやむを得ない面もあるが、他ゼミはチーム全体で役割分担をしたり、全員で話し合ったりしていたことから、後に学生達自身、役割分担が出来ていなかったことを反省点としてあげていた。

討論では、佐古田ゼミは有権代理を前提として民法93条但書類推適用説を主張し、他方、相手方の長屋ゼミが民法93条但書類推適用説および表見代理説から主張を展開した。しかし表見代理説は無権代理を前提とする主張であることから、原告が有権代理を主張し、被告が無権代理を主張するのは、双方の立場からすると逆であると裁判官から指摘があり、長屋ゼミがその指摘にしたがって表見代理説の主張を取り下げるという一幕があった。その結果、争点が93条における過失の有無のみになってしまい、双方とも準備していった主張のほとんどを提出する機会を失ってしまった。順位も3位となり、学生としては悔いが残る結果となったようである。学生達は、主張の大方は準備できていても、入り口の議論での主張の仕方を誤ると、全体に大きな影響を与える結果となることから、最後まできちんと詰める必要があること、今回、相手方の主張に対応するには無権代理も追加し予備的に主張したり、主張の仕方の工夫も検討すべきであったことを、学ぶ結果となったようである。

我々教員の検討課題としては、学生に思う存分勉強の成果を発揮させるとともに討論を充実させ、公平な討論会とするためには、ジャッジは学生が誤った主張をしても目をつぶり、学生自身に十分な主張の機会を与えて、学生同士の議論を通して軌道修正させるか、あるいは後の講評で指摘するにとどめるのがよいのではないかということが挙げられる。私自身、別の対戦でジャッジ席に座って感じたのは、学生がどのような主張の展開を予定しているかは、ジャッジには把握できないということであった。今年度は「言いたいことが言えなかった」という声が各ゼミから聞かれたことから、次年度はジャッジの発言は訴訟指揮等、最小限にとどめ、時間配分も含めて極力学生主体で行うことが望ましいと思われる。

## ③法律討論会終了後

討論会の勝利を目指して一生懸命努力してきた彼らにとって、3位という結果は受け入れがたいものであったようである。しかし悔しさから、2年生の参加者は、来年は必ずより高順位を出すと意気込んでおり、今回の結果は今後のゼミの勉強を継続する上でかなり強烈な刺激となったことも事実である。また別の学生は、結果ではなく、討論会に参加し、緊張感のみなざる雰囲気の中、他大学の学生相手に自分が主張を行い、相手方の議論を闘わせたこと自体が大きな自信となり、貴重な経験であったとの感想を語っていた。全体として、順位には不満足であるものの、結果の受け止め方は前向きであった。他方、協力学生は、参加の意思を表明しながら十分に協力できなかったことを反省事項として挙げ、また見学した1年生は、実際にゼミ間の真摯な対戦を目の当たりにすることで勉強の必要性を感じた様子で、自分たちも参加することになれば一生懸命頑張りたいと述べている。法律討論会は3年生を対象としているが、佐古

田ゼミでは1, 2年生も参加・見学し、討論会を経験している。早期に参加することで、ゼミでの勉強の動機付けになっていることがうかがわれる。

なお、討論会終了後、積極的に討論会に打ち込んできた学生達は、行政書士試験や公務員試験にチャレンジする意志を固め、目下、試験勉強にいそんでいる。決意するに至った理由を聞くと、将来を決めるにあたってこれまでの大学生活をふり返り、やはり自分はこのつと法律の勉強を積み重ねてきたことから、これまでやってきたことを生かしたいとの気持ちがあるという。討論会参加後、積極的に打ち込んだ学生の姿勢には変化が見られた。本学の学生の多くは、推薦やAOで入学し、一般入試に向けて集中的に勉強した経験をもたない学生であるが、法律討論会に向け時間の限りを尽くして勉強したことで、自分もやれば頑張れるということに気づき、努力してきたこと自体が彼らの自信になったのではないかと推測される。

以上が旭川大学佐古田ゼミの討論会に向けての取り組みと、その成果および検討課題である。

## (2) 小樽商科大学 (南ゼミ)

### ①事前準備

小樽商科大学 (以下、小樽商大という) は今回の法律討論会からの参加ということで、実際のところ、当初、参加学生に戸惑いが見られた。小樽商大商学部企業法学科では、一部のゼミを除きゼミ対抗で他大学との交流が少ないように見られる。したがって、他大学との交流に戸惑う学生、参加ゼミが商法ゼミということもあり、問題が民法からの出題ということに戸惑う学生などが見られた。

法律討論会に参加するに当たって、ゼミ内では、夏期休暇後、第一に、簡単な民法の復習を行い、最低限の知識の定着を図った。そして、第二に、問題が公表された後、いくつ

かのグループ分けを行った上で、過去の裁判例を検討するグループ、学説をまとめるグループ、問題から具体的な事実をピックアップするグループに分かれ、それぞれのグループ内で資料等を突き合わせながら検討を行っていた。なお、小樽商大はY側の立場となった。そして、通常の演習の時間帯以外にもゼミ室等に集合し、検討を行い、通常の演習時間帯については、全員が参加しての知識や問題点の共有を図っていた。ただし、それがどこまで共有されていたかは微妙なところで、本番直前まで問題点がどこにあるのか、どのように主張すべきかが、よく理解していなかった学生も見受けられた。なお、事前準備の段階においては、基本的に担当教員による問題検討のアドバイス等は行わなかった。もし、全面的にアドバイスとなった場合、それに依存してしまう可能性があるためである。また、問題作成者でもあったため、他大学の参加学生との不公平が生じるからである。

事前準備の段階で、もっとも問題となったのは、参加学生が全員で検討する時間帯が少なかったことが挙げられる。これは3年ゼミが参加するというのもあって、就職活動との兼ね合いが問題となっていた。例年であれば、就職活動は10月以降とりわけ11月には本格的に始まるが、2011年度(2013年度入社)の就職活動は12月から本格始動ということもあり、12月に入ってからには特に問題となった。法律討論会直前期になって就職活動が本格化したため、法律討論会当日にあっても、参加できない可能性がある学生もいた(結果的に、全員参加することができた)。事前準備の段階で、次に問題となったのはゼミ内における温度差だったと考えられる。すなわち、学生のモチベーションとして、商法ゼミとして参加するにもかかわらず、民法を学ばなければならないことへの不満や、ゼミ内における知識や理解力の差があったため、知識や理解力という点で優れている学生が、それ以外の学

生に対する配慮が要求されることになったため、若干の温度差があったように思われる。結果的に、法律討論会当日における役割分担により、解決した点もあるが、特に前者については今後の検討課題となるかもしれない。

### ②法律討論会当日

法律討論会当日においては、若干の緊張も見られたものの、特に問題がなかったように見受けられる。ただし、小樽商大からの参加学生は初参加ということもあり、当日の進行等に不安を感じる学生も多く、担当教員のそれに対するフォローが足りなかったように思われる。とりわけ、どのような形で主張立証していくのか、どのくらいの時間配分となるのか、その他プレゼンテーション設備（パワーポイント等）の利用の可否、当日のレジユメの追加配付の有無という点は、あらかじめルール化しておくべきであったと考える。

法律討論会当日における主張立証は、あらかじめある程度役割分担をし、お互いにフォローしながら全員参加で行ったと思われる。特に他大学との交流ということもあり、身嗜みや立ち居振る舞い等については、あらかじめ担当教員から注意を行っていたため、その点も守られており、良かった。担当教員自身、インターカレッジエイトネゴシエートコンペティション（大学対抗交渉コンペティション）に参加した経験を有していたため、それを想定しながらのものである。

討論時は、冒頭、自らの主張を簡潔にまとめ、主張の骨格を中心に陳述した。そして、裁判官役の教員から論点整理がなされ、それぞれの論点に対して、自己に有利な主張を行っていった。また、過去の裁判例を示しながら行った。しかし、主張した際、何度か相手方が相談しあったため、時間配分がうまくとれず、やや不満の残る形だったかもしれない。また、法律討論会等でよく見られるが、議論が煮詰まらないまま、時間等の都合により、

次の論点に進むといったこともあり、それに対して不満が残ったようだ（とりわけ、相手方が何度か相談しあうたびに中断することになり、その不満が増幅したように思われる）。この点についても、持ち時間制等を導入することも一考に値するかもしれない。また、参加学生からは、こちら側の質問に対してはぐらかされているのではないかと疑問が生じる反論（回答）もあったとのことである。担当教員としては気になる程度のもではなかったが、やや小樽商大の参加学生が空回りしている様子はいかがであった。確かに、法律討論会終了後、学生からは煮え切らない感じを受けたものの、多くの学生は学習の成果として一定の満足はあったように思われる。

ところで、参加学生から参加態度の面で若干の指摘を受けた。評価する際には、参加態度等については特に指摘されていなかったため、一般的に気になる程度のもではなかったのかもしれないが、ルール作り自体も含めて検討する余地は残されているように思われる。

### ③法律討論会参加後

上述したように、法律討論会当日の議論では、やや煮え切らない形で終わったとの指摘を参加学生から受けたものの、一定程度の学習効果はあったように思われる。とりわけ、文献の探し方・読み方、判例の探し方・読み方、実際の訴訟形式を模しての議論の方法についてある程度身についたのではないと思われる。特に前二者については、卒業論文作成の際に、身につけるべき最低限度のスキルと考えられるから、非常に重要なものであったように思われる。また、演習では基本的に単独での報告等をしてきたため、チームとしてどのように進めていくべきか、ということも自分たちでコントロールしながら行うことができたということも大きな成果であったように思われる。

しかし、最後に二三の課題を指摘しておきたい。

第一に、小樽商大のゼミは商法ゼミということもあり、最後まで「なぜ民法なのか？」という意識があったように思われる。確かに、旭川大学や北星学園大学（長屋ゼミ）は民事訴訟法ゼミということもあり、民法をベースに考えざるを得ないというのも仕方がない側面もある。したがって、民法をベースに問題作成を考えるとなるのは仕方がない、というのであれば、それに対するフォローが必要であるように思われる。これは小樽商大の担当教員としての今後の課題であろう。考えられるものとして、たとえば、今回の法律討論会の問題のように会社法的な発想ができる問題や、商取引法的な問題を検討する余地はもしかしたらあるかもしれない。

第二に、法律討論会当日の進行についてである。小樽商大からの参加学生の多くから、当日における進行について、もう少し明確にしておいてもらいたいとの意見があった。特に、今回初参加ということもあり、参加学生は当日がどのように進行するのか、ということに不安を感じていたようだ。担当教員は一昨年度（2010年度）に問題作成者及び裁判官役（ジャッジ役）として参加した経験があるが、特にマニュアル等もなく、その場で指揮していたという側面も多少なりともあったため、当日どのような形で進行していくのか、きちんと説明することができなかったと思われる。これについても参加学生の先輩から後輩に対する説明や指導が重要かもしれない（ただし、小樽商大のゼミは3年生と4年生が原則別々に開講されるためその連携をどのようにするかという小樽商大特有の課題が存在する）。特に、足立ゼミは既に何度も参加しており、また先輩から後輩に対する指導がしっかりしているだけに、その課題が浮き彫りになった。

第三に、採点及び評価についてである。最

終的には、北星学園大学（足立ゼミ）が最優秀ゼミとして紹介されたが、そこに至るまでの評価プロセスがややはっきりしなかったため、参加学生からより具体的な評価について知りたかったとの指摘を受けた。この指摘は、今後の学習に対する方向性を考える上でも重要と考えられるから、その点も検討しなければならないかもしれない。もう少し、明確に、かつ具体的な評価手法の確立が望まれる。

以上、小樽商大からの参加の様子と、参加学生の姿から見えた数点の課題を指摘した。

### （3）北星学園大学

#### ①足立ゼミ

足立ゼミのゼミ生が、2011年度ゼミ対抗法律討論会に向けて、どのように準備を行い、法律討論会に臨んだかを、主に社会人基礎力育成の観点から紹介する<sup>39,40</sup>。足立ゼミ生は、「社会人基礎力グランプリ」への出場経験から<sup>41</sup>、「社会人基礎力」について多少の知識と理解を持っていた。2011年度法律討論会・足立ゼミのリーダーを務めた学生とサブリーダー（討論会当日リーダー代理）の学生の報告である。

#### 【2011年度 ゼミ対抗法律討論会 準備システム】（文責：討論会リーダー）

私たちは、法律討論会に臨むにあたって、次のような準備システムを構築した。

##### 1. リーダー・サブリーダーの決定

リーダーは立候補、サブリーダーはリーダーの指名により決定した。

##### 2. リーダー・サブリーダーの役割

- ・問題の論点抽出。
- ・メンバーに向けての課題内容の決定。
- ・参考文献の指定。
- ・毎回の会合内容の決定と司会進行。
- ・その他、チーム運営上の事務（ゼミ紹介文の作成、連絡など）。

##### 3. 会合（勉強会について）

- ・週に2, 3回, 90分から120分程度の会

合を開催した。会合では、論点の確認、判例・学説の内容の確認、メンバー間で疑問の解消・確認、主張の作成・精査などを行った。

#### 4. 資料について

- ・会合の議事録（勉強会の成果）をメンバー間でローテーションで作成した。
- ・勉強用資料を作成した。主要な学説、たとえば、信義則説、民法93条但書類推適用説や判例をまとめたレジュメを作成して、メンバー間で共有した。このレジュメは、勉強が進むごとに改訂した。
- ・参考文献表を作成し、資料が追加されるごとに改訂した。※これらの資料・レジュメはすべて、インターネット上に「議事録保管庫」という専用ページを作成して保管した。メンバーが自由に確認できるようにするためである。ただし、他ゼミに漏れてはまずいので、サーチエンジンで検索しても表示されないように設定した。

#### 5. 資料収集・管理について

問題と類似の最高裁判例を、判例検索サービス（TKC）で検索し、そこからイモヅル式に、判例評釈・参考資料を収集した。収集した資料は通し番号を振って管理した。

【2011年度 ゼミ対抗法律討論会を振り返って】（以下、各学生の発言を足立が抜粋した。）

討論会リーダー：「私はリーダーとして、メンバー間で知識量に差が出ないようにすることに最も留意した。それを防ぐために、勉強用資料（システム4を参照）を作成した。その結果、メンバー全員で、基礎知識を共有することができ、各自が自主的に勉強を進めていく『主体性』を身につけることができた。法律討論会を経験して、メンバー全員が最も伸ばすことができた能力は、『考え抜く力』だと思う。

『チームワーク』について幾つかの問題が見られた。まず、提出課題をグループ課

題とした際に、一部のゼミ生が手を抜くことによって、他のゼミ生に負担がかかったり、手を抜いたゼミ生の知識・理解が乏しくなってしまうことがあった。さらに、会合（勉強会）では、リーダー・サブリーダーからの発言が多く、メンバーが発言する機会が少なくなってしまった。しかし、全体的に見て、メンバーそれぞれが自らの役割と課題をこなし、『ストレス耐性』も身につけることができたと思われる。私自身、所用のため討論会に参加できなかったが、サブリーダーを中心に討論会に臨むことができた。」

討論会リーダー：「討論会当日、リーダーは不在だったが、メンバー全員が、準備期間よりもやる気に満ち溢れていて、『チームワーク』を実感した。討論自体は、準備不足を実感し、満足出来るレベルではなかったが、メンバー全員で協力しながら進めることができ、楽しく行うことができた。私たちは昨年に引き続き2回目の討論会だったので、リラックスして臨むことができた。

個人的な感想を述べると、準備不足を討論中に実感した。印刷物を控え室に忘れてきたり、準備期間中の会合で問題視されつつも放っておいた論点を相手方から攻撃され、もっと勉強しておけば、と後悔した。

討論会の進め方について、討論の時間が短かったので、中途半端に討論が終わってしまい、討論が終了してからモヤモヤとしていた。閉会式で順位が発表されたが、なぜその順位なのかの理由がフィードバックされなかったのも、さらにモヤモヤとし、後味が悪かった。時間をかけて準備してきたものだったので、スッキリ終わらせたかったが、なんとなく終わった・達成感も何も無いと感じてしまった。今後は、討論結果・評価のフィードバックには力を入れて欲しい。」

足立ゼミでは、法律討論会に臨むにあたって、リーダーの学生が、討論会までのスケジュールを立て、勉強方法・勉強内容についてもリードした。チームワークについても、既に以前の他企画でチーム運営のノウハウを蓄積していたので、トラブル回避の仕掛けを予め用意していた。しかし、1ヶ月弱の準備期間中、リーダーの学生が振り返っているように、メンバー間で、勉強している・していないなどについての若干のトラブルがあったようである。トラブルに対しては、リーダー・サブリーダー・メンバーが、それぞれの役割・個性などを考えながら、対処していったものと思われる。討論会当日、リーダーが所用で欠席したが、サブリーダーが何事もなかったように代役を果たし、それ以外のメンバーもサブリーダーを支え、各人の役割を果たした。ゼミ生は、与えられた課題を自分自身のミッションと捉え、それに誠実に取り組むことが、自らの成長に繋がることを自覚していた。「社会人基礎力」への認識・理解が、ゼミ生の主体性・積極性・自覚を生んでいたと考えることもできよう。

なお、法律討論会の準備・運営などについて、ゼミ生から、大きな問題点の指摘はなかった。強いて述べれば、先にサブリーダーの学生が挙げた評価の決定理由が分からなかった点、その他こまごまとした点(当日の準備・後片付けの学生同士の連携、他大学の学生に対しての配慮—例えば、図書館、パソコン室の利用の便宜を図ること、レセプションでの交流の仕方など)である<sup>41)</sup>。

## ②長屋ゼミ

長屋ゼミにおいては、討論会の参加を決定するにあたり、当初のゼミ生の意識は、「やれと言われればやる(が、できればやりたくない)」という、どちらかというと消極的なものであった。というのも、ゼミ生募集の段階(前年度の12月)では、ゼミとして本討論

会への参加が決定していたわけではなく、そのため学生も討論会の件は全く知らされておらず、寝耳に水だったからである。しかし、参加するからには頑張ろうというリーダーの声の下、多人数ゼミの利を活かし、人海戦術で資料を収集しつつ、小グループを組み、役割を分担しながら準備作業を進めてきた。その中で学生達は、他のゼミ同様、個人の取り組み方の差から軋轢を生じる場面に遭遇し、一人ひとりがそれを乗り越えようと努力したように見受けられる。最終的に、リーダーとサブリーダーを中心に、ゼミ全体の問題としてどのように解決していくかを話し合い、全員で協同する意味や意義を確認し討論会に取り組むことができたようである。

また、実際に討論会に参加した上で、大別すると、討論会の進行や方式について、問題とレジュメについて、その他という3項目についての意見・要望があがった。

第一に、討論会の進行や方式についてである。長屋ゼミは第一試合で佐古田ゼミと対戦した。今年度初参加であり、それまでに他の討論会に参加したという経験もなかったことから、当初より暗中模索の状態であり、加えて当日は、討論会の雰囲気と、前年度経験していた佐古田ゼミの落ち着きに、のまれてしまったようである。討論会開始後も、進行側から詳細な進行予定を提示されたわけではなく、単に口頭による説明のみであったことから、討論会がどのように進んでいくのかという全体の流れを今一つ把握できないままに、討論会が開始され終了してしまったという感想が聞かれた。また、主張、質問と回答、討論、考える時間が予め決められていたわけではなかったため、特に討論の時間が短かったことに対する不満が寄せられた<sup>42)</sup>。

第二に、問題とレジュメについてである。民法上の論点を扱うことに対し、学生の中には不安を感じる者が多かったように思われる。この不安は、民法を深く学習していないとい

う理由の他、民法のゼミが始めから有利であると感じたということにも起因するようである。民法上の論点を題材とすることの適否は南ゼミからも指摘されるとおりであり、民法は商法、民事訴訟法を学ぶ上でも基本であるとはいえ、それを題材にすることは、民法のゼミが参加する以上、学生にとっては不安や不公平感を感じる材料ともなり得る。本法律討論会では出題範囲を総則・物権分野に設定したが、このように出題範囲を考慮することのみで、どの程度これらの不安や不公平感を払拭することができるのかは定かではなく、今後、様々な角度から検討することが必要であろう。

また、問題に対して、その解説を望む声が多く聞かれたのは、重要な指摘であると考えている。学生達は、論点を把握することは概ねできていたが、どのような主張を軸に据える事で、X、Yはそれぞれ勝利することができたのかという点について特に知りたかったようであり、この点に関する具体的な解説の場は、進行上特に設けられてはいなかった。これは、我々運営側が、試合後に行われたレセプションにて、参加学生は個別にジャッジや問題作成者に質問するというを想定していたためであったように思う。学生達は、午後からの第二試合を観戦することができたため、第二試合の議論展開と自分達の議論展開を比較することができ、自分達と同様の主張を展開しているにもかかわらず、どのような点で評価が分かれたのか、ジャッジの視点を知りたいという欲求がより強く現れたものと推測する。今回のように多数のゼミが参加する場合、評価の公平さを担保するためにも、上記のような視点を明らかにすることは必要であろう。これを明確にすることは、同時に、自身がアウトプットした学習の成果が、正しい道筋に則ったものであったのかどうかフィードバックして考える機会を学生に提供することでもあり、法律討論会の教育的効用を促進

することに繋がる。

レジュメについては、学生の間で若干戸惑いがあった。というのも、提出する書面が「レジュメ」であるのか、あるいは「準備書面」であるのか、それによって作成形式や提出時期が異なるのではないかという疑問があったからである。長屋ゼミは被告Y側として討論に参加したが、問題文に「訴訟代理人として」法的主張をせよとの指示があることから、学生は討論会という名の模擬裁判を想像し、そうであるとすると、提出する書面は「準備書面」となり、原告の提出を待って被告が書面を提出するべきであると考えたようである。そのため、同時に書面を交換する方式に違和感を覚えつつも、被告として、原告の法的主張を想像して仮の抗弁を構成した書面を作成するに至ったものであり、体裁上、他のゼミとは大きく異なるものになってしまった。本討論会参加にあたり、指導教官として筆者自身が討論会の詳細な説明をしなかったことも原因であることは否定できないが、この戸惑いは、学生が民事訴訟法のゼミに所属するからこそ感じた違和感であり、その意味においては、日ごろの学習成果が表れたものであると肯定的に評価したい。裁判形式で行うことは、先にも述べたよう本討論会の一つの特徴であるが、殊、訴訟法のゼミに所属する学生に対しては、模擬裁判とは異なることを周知するべきであろう。加えて、問題の作成や学生に対する指示に際しても、用語の使い方等、注意する必要がある。

最後に、上述の他に出された意見としては、同大学で対戦することは避けるべきであるといったことや、資料の貸出しについて、参加大学以外の先生にジャッジを頼むべきといったような要望であり、主に同大学内で円滑かつ公平に討論会を実施するための要望といえる。



## おわりに

以上、法律討論会の実施を通し、法学部以外の学部における法律学の教育的効用や、社会人基礎力涵養という側面を中心的に検討してきたが、これらの事項の達成をより適切に評価するためには、討論会の継続的な実施による実証の積み重ねが必要である。また、実践的な教育の実施という点から見る時、現在の法律討論会の形態を維持すべきであるか、あるいは新たに展開させるべきかの検討が必要となると共に、討論会を補うような、または討論会を発展させるような授業科目展開を視野に入れることも考えるべきであろう。

また、討論会運営においては、多くのゼミにおいて指摘されているよう、進行予定について各参加ゼミに予め提示すると共に、主張、質問と回答、討論等の時間を設定し、タイムキーパーを据えるなどして、討論の充実をはかるようにすべきである。この点、今年度の法律討論会においては既に改善を予定している。さらに、討論会の教育効果を高めるため、問題についての解説を行うと共に、学習の達成度がどれ位であったのかを、適切な評価基準による評価を通して、自己認識させる仕組みを構築する必要がある。加えて、討論会の実施時期を就職活動に影響のない時期に設定すること<sup>43</sup>も、討論会に集中させる為には必要な配慮と言え、学習以外の面においては、発言の際に自己の名を名乗る等を徹底し、討論を行う以前のマナーを意識させることも重要である。

本件のような大学間で実施する法律討論会は、北海道においてはその取り組み実績が殆ど見られず、前例がない中での実施ということもあり、ここで指摘してきた問題は氷山の一角に過ぎないかもしれない。今後も、継続的な実施の中でより充実し洗練された法律討論会の開催を目指し、北海道における取り組みの良き前例となるよう検討を重ねると共に、

実践的教育を実現していきたい。

最後に、本法律討論会においてジャッジとしてご協力下さった北海道大学助教 稲垣美穂子先生と、本学の篠田優教授に、心より感謝申し上げます。

<sup>1</sup> 法律討論会の実施にあたっては、アドバイスを含め、教員は一切の手出しをしないことがルールとなっている。なお、ゼミ担当教員のみならず、他の全ての教員も同様である。

<sup>2</sup> 問題作成に当たっては、いくつかの条件があった。レベルや内容が各大学の学生にとって平等になるように、複雑な論点を争点にすることを避けたことである。例えば、旭川大学経済学部では民法が契約法と物権法の計4単位として、小樽商科大学商学部では民法を民法・基礎Ⅰ、民法・基礎Ⅱ、民法Ⅱ、民法Ⅲ、民法Ⅳと計16単位と単位数にばらつきがあるため、カリキュラム上、事前準備の面で参加大学に不均衡が存在している。したがって、各大学で最低限要求される民法の基礎知識から問題を作成することを心がけた。そのため、内容については、民法総則や契約法を中心に、またレベルとしてはできうる限り、論点の数を増やさないことが挙げられる。なお、このような形での問題作成については、後述するように、検討課題の一つとして挙げたい。

<sup>3</sup> 会社法における議論につき、江頭憲治郎ほか編『会社法判例百選(第2版)』〔山田廣己執筆〕(有斐閣、2011年)134頁～135頁参照。

<sup>4</sup> このことについては、普段の講義において、事例問題に対する考え方等を教授する必要があると考えられる。

<sup>5</sup> 大判昭和16年5月1日新聞4721号14頁、最判昭和38年9月5日民集17巻8号909頁、最判昭和42年4月20日民集21巻3号697頁、最判平成4年12月10日民集46巻9号2727頁。

<sup>6</sup> 我妻栄『新訂民法総則』(岩波書店、1960年)161頁、四宮和夫=能見善久『民法総則(第8版)』(弘文堂、2010年)201頁、内田貴『民法Ⅰ(第4版)』(東京大学出版会、2008年)144頁参照。

<sup>7</sup> 川島武宜『民法総則』(有斐閣、1965年)380頁。

<sup>8</sup> 前掲注(6)・四宮=能見308頁。

<sup>9</sup> 前掲注(6)・内田145頁。

<sup>10</sup> 前掲注(6)・四宮=能見199頁。より具体的には、「実際にはその事実を知らないが、注意すれば気

- づくことができた」といえる場合（有過失）と説明される（奥田昌道＝安永正昭『民法1総則（第2版）』〔大中有信執筆〕（悠々社，2007年）33頁）。
- <sup>11</sup> 前掲最判昭和42年における大隅裁判官の補足意見。
- <sup>12</sup> 前掲注(3)・山田134頁～135頁参照，江頭憲治郎『株式会社法（第4版）』（有斐閣，2011年）401頁～402頁参照，伊藤靖史ほか『会社法（第2版）』（大杉謙一執筆）（有斐閣，2011年）179頁参照。
- <sup>13</sup> 川島武宜＝平井宜雄編『新版注釈民法2（総則）』（稲本洋之助執筆）（有斐閣，2003年）300頁参照。
- <sup>14</sup> この第二の方法が学生の法律の学習にとって重要と思われる。過去の裁判例を検証し，どのような場合に，過失があるとされ，どのような場合には過失がないと明らかにすることが重要な学習であると考えられる。
- <sup>15</sup> Y側が民法93条但書が悪意または重過失に限っていることを主張し，それが認められた場合には，X側はY側の重過失を主張することになる。
- <sup>16</sup> 第一試合，第二試合共に同一問題で討論を行うことから，公平さを期すため，第二試合のゼミは第一試合の観戦が禁じられた。
- <sup>17</sup> 所属大学の内訳は，旭川大学6名，小樽商科大学11名，北星学園大学22名である。
- <sup>18</sup> なお，旭川大学佐古田ゼミは，2年生メンバーも参加している。
- <sup>19</sup> 例えば，全日本学生法学連盟に加盟する大学による全日本学生法律討論会においては，12月初めに討論会が開催されるが，問題の提示は10月末である。
- <sup>20</sup> 法律討論会としては，前注で示した全日本学生法律討論会の他，末川杯争奪法律討論会，新島襄記念法律討論会など全国において様々に開催されているが，その多くは与えられた論題について立論し，その論旨を報告した後に質疑応答を行うという形で行われている。
- <sup>21</sup> この点，ジャッジを務めていただいた稲垣先生からは，本人訴訟の様を呈するとの評を頂き，スムーズな討論のためには，ジャッジ（あるいは進行役）による適切な争点整理等，訴訟指揮的関与が重要になる旨のご指摘を頂いた。
- <sup>22</sup> このような上告審の模擬裁判を，法律問題に焦点を合わせた「法的思考ゲーム」であるとするものに，小島武司・加藤新太郎・那須弘平編『民事模擬裁判のすすめ』（有斐閣，1998年）196頁〔山城崇夫執筆〕。
- <sup>23</sup> 小島他・前掲注（22）197頁以下では，実体法の学習を始めたばかりで，民訴の段階まで進んでいない者であっても，上告審弁論を行うことは可能であるとし，その具体的手法として，第一に，材料とする上告審事件を著名な最高裁判例を下敷きにすること，第二に，書式にとらわれず，法的論理を述べた文書を作成し，これを一回だけ交換すること，第三に，上告人・被上告人それぞれが持ち時間を決めて弁論を行い，その際，裁判長役が積極的に介入して進行すること等を挙げている。
- <sup>24</sup> 木俣由美「二一世紀における法学教育—「法学部」が消える日」法律時報73巻8号68頁。
- <sup>25</sup> 本学においてもロースクール進学者がいないわけではないが，学年に1名程度である。また，行政書士の資格を取る者もいるが，必ずしもそれを生業としていくわけでもなく，むしろ資格を有しつつも一般企業へ就職する傾向が強い。
- <sup>26</sup> このような法的思考力の多面性につき，中村雅麿「法的思考力の涵養について」鹿児島大学法学論集32巻1・2号232頁以下。
- <sup>27</sup> 本学においては，法律科目の展開に関して言うと，法学部とほぼ変わらないカリキュラム編成となっている。したがって，カリキュラム上法学部との差異は無いに等しい。しかし，法律科目だけが用意されているわけではないことから，他の科目との履修バランスは個人の志向によって異なり，単位の取り易さに影響される場面も少なくない。苦手な法律科目からの逃げ道がいくつかあるという状況と，法律科目によって単位を積み重ねなければならない状況とでは，勉強の取り組み方において根本的に差が生じるのではないだろうか。
- <sup>28</sup> 問題の詳細については2.参照。
- <sup>29</sup> ただし，履修者数や報告回数との兼ね合い等，演習の実施計画からして，一つの問題に対してかけられる時間に制約がある部分があることも否定できない。
- <sup>30</sup> 2011年度「社会人基礎力育成グランプリ2011」北海道・東北地区応募校の頁（<https://www.kisoryoku.net/grandprix/entry01.html>）を参照（2012年5月7日現在）。「社会人基礎力育成グランプリ」とは，大学の授業・演習を通して，学生の社会人基礎力がどれだけ成長したかを競う大会である。各地区の予選大会を勝ち上がった大学が，全国大会でその成果を競い，優勝校が決定される。私のゼミは，2年連続で予選敗退している。
- 私の演習では，民事判例研究と外部講師を招いての講演会の企画・開催の2つの活動を行っている。判例研究では，3，4名のグループで研究結果を発表させて，ゼミ生間でディスカッションを

行う。学生は、準備に2、3週間をかけ、毎回10頁を超えるレジュメを提出する。講演会の企画・開催については、外部講師（現役銀行員や法律実務家）との折衝、講演内容の決定・検討・勉強、講演会当日の運営すべてをゼミ生に任せている（講演会の企画・開催については、北星学園大学経済学部 経済法学科 HP「ゼミの活動」の頁（[http://www.hokusei.ac.jp/ECLA/04\\_03\\_semioter.html](http://www.hokusei.ac.jp/ECLA/04_03_semioter.html)）を参照（2012年5月7日現在）。「社会人基礎力育成グランプリ」では、後者の活動を発表した（今年度も出場予定である）。

「グランプリ」、「社会人基礎力の育成」について、足立の見解を述べさせていただきたい。「社会人基礎力グランプリ 北海道・東北予選大会」では、街作り、経営、教育、ボランティア、キャリア関係科目など、フィールド・ワークを通じて、学生の社会人基礎力がいかに成長したかについての発表が多かった（グランプリ HP を見る限り、全国大会でもそのようである）。そして、予選大会の審査員もそのような活動に食い付きがあったように感じる。私自身は、学生がまじめに勉強に取り組むことで一学生が法的問題をじっくりと考え、それを演習などでディスカッションすることで、つまり、教室でも、学生の「社会人基礎力」は成長すると考えている（「社会人基礎力 育成の手引き」242頁以下でも、東京女子大学 現代教養学部 の今村楯夫教授の英語講読の講義での取り組みが紹介されている）。しかし、この概念の実際の運用・評価において、フィールド・ワーク的な実地活動が評価・重視されるのであれば、それには疑問を感じる。学生の傾向として、机に向かって専門書や判決文と睨めっこしているよりも、実際に現場に出て活動する方を好む。もちろん、私も、学生が社会・仕事の現場に出て活動することを否定するものではない。しかし、フィールド・ワーク的な実地活動が社会的に評価され、それが就職活動の際にも考慮されるとなると、学生はそちらばかりを見るようになり（実際に、こういう傾向は顕在しているように思う）、学生に専門的な理論教育（座学）の重要性を理解させ、それを施していくことが難しくなるように思われる。

現在、就職活動においても、インターンシップや大学外での活動が重視される傾向があるように思う。しかも、就職活動について、建前上は、4年次の4月以降に企業側が採用活動を開始するとされる（日本経団連・「新卒者の採用選考活動の在り方について（2011年1月12日）」）が、現実には

3年次の秋には就職活動が開始する。このような現状をみるに、私は、学生の大学・専門教育離れは憂慮すべき事態にあると考えている（3年次の12月に行う法律討論会でさえ、就職活動との両立が大変だという声が学生からあがっている—いったい大学の存在意義とは何なのか。就職予備校ではない）。もちろん、大学教育自体、多くの問題を抱えているが、産業界・企業側としても、就職活動のあり方、学生評価のあり方（既に指摘されていることだが、企業は、学生の採用基準と評価結果を公表すべきである）を、建前論ではなく、真剣に見直す必要があると考える。このままでは、学生は、大学では、しっかりとした教育も受けられず、就職活動においては、情報に翻弄され、何度も企業から「お祈り」され（落とされ）、生気を失っていく。大人の事情に振り回される学生が一番の被害者である。

<sup>31</sup> 平成17年7月7日・経済産業省 News Release・第1回「社会人基礎力に関する研究会」の開催について（経済産業局 産業人材制作室 <http://warp.da.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/282046/www.meti.go.jp/policy/kisoryoku/kenkyukai.htm>（2012年5月7日現在））を参照。

<sup>32</sup> チームで動くための、これらの基本的な力は、従来、家庭や、部活動などの団体活動で学ぶものであったと思われる。しかし、最近の学生を見ると、家庭や、部活動などの団体活動の教育力が低下しているように感じられる。

<sup>33</sup> ゼミ対抗法律討論会は、足立が旭川大学に在職していたときに、旭川大学 佐古田真紀子准教授の発案で開始された。勉強しない・法学に関心のない学生に、勉強させよう・法学に関心を持たせよう、さらには、学科・大学を盛り立てようと考えての取り組みだった（1.（54頁）参照）。第1回法律討論会の足立ゼミでは、討論会1週間前に一部のゼミ生が「なぜこんな苦行をしないとイケないのか」と勉強を放棄（ゼミ生と話し合いを持ち、何とか取り組ませた）、討論会では佐古田ゼミのゼミ生と感情的な対立、討論会で敗北したのが余りにも悔しくて討論会後大暴れと、トラブルが続発した。しかし、討論会后、参加したゼミ生の意欲・態度が明らかに変わったことを覚えている。勉強、それ以外の活動にも意欲的に取り組み始めたのである。討論会に参加したゼミ生の変化は、下の学年のゼミ生にも好影響を及ぼした。下の学年のゼミ生は、「自分たちも先輩たちのようになりたい」、「来年度は自分たちが取り組むのだ」とロール・

モデルを得て、勉強および大学生活への意識を高めた。振り返ってみるに、第1回・第2回法律討論会は、旭川大学内部で行っていたこともあり、牧歌的だったが、学生指導の点で学ぶことが非常に多かった(楽しい経験だった)。蛇足だが、周辺地域の高校生を入学のターゲットとした地方大学における学生教育・指導のあり方も、旭川大学では学ぶことができた。とくに、旭川大学 江口尚史教授(経営学)のゼミ活動、学生指導の仕方からは大きな刺激を受け、多くのことを学ばせていただいた。

<sup>34</sup> 「社会人基礎力 育成の手引き」のモデル・ケースには、法学部・法学系学科での社会人基礎力育成の取り組みは取り上げられていない。社会人基礎力の概念自体、そして、それと法教育・法学教育との関連が、いまだ浸透していないことにもよるのだろう。もっとも、それぞれの法学教員が、授業・演習で、社会人基礎力育成にも繋がる学生教育の仕方について悩み、創意工夫している。また、様々な大学で、法律討論会のような試みは行われている。我われが、ゼミ対抗法律討論会を通じての学生の社会人基礎力の育成のモデル・ケースを提供していくべきだろう。

<sup>35</sup> 我われ教員自身も社会人基礎力を備えることが必要である(「社会人基礎力 育成の手引き」92頁以下、488頁以下。特に、144頁以下の法政大学 諏訪康雄教授のご指摘は、私自身、耳が痛いところである)。

<sup>36</sup> さしあたりは既存のチェックシート(経済産業省「今日から始める 社会人基礎力の育成と評価」の頁(<http://www.meti.go.jp/policy/kisoryoku/h19reference.htm> (2012年5月7日現在))掲載の評価シートを参照)を用いるが、法教育・法学教育の特性に応じて、チェックシートの調整・改良を重ねていくべきである。

<sup>37</sup> 法学部・法学系学科の場合、法教育・法学(専門)教育と「社会人基礎力」の育成をどう関連づけていくかが問題となる。足立は、「社会人基礎力」と法教育・法学教育は相通するものがあると考えている(法教育に関して、関東弁護士連合会編「これからの法教育 さらなる普及に向けて」(2011年)(特に第1章)や、大村敦志の一連の法・法学教育に関しての著作を参照)。

<sup>38</sup> 法学部ではない法学系学科において、法学教育をどう行っていくかについて、足立の私見を若干述べさせていただきたい。私は、(おそらく中学・高校で学んできたといえども、) まずは、法教育を行

うことが必要であると考えている(1年演習)。そして、それを踏まえたうえで、各学科が、育成の目的に掲げている学生像に沿った、法学・専門教育を行っていく。私の所属する「経済法学科」であれば、「経済と法律のスペシャリストの育成」を目的に掲げていることから、公務員または金融機関に務める企業人を育成するための法学・専門教育を行っていくことになる。したがって、本学科の法学・専門教育は(私法系に限って言うなら)、より実学志向の特徴を持つべきだと考えている。そのためには、民事実体法と手続法(特に、倒産処理法)との関連を重視し、それに対応した科目を設置することや、可能であれば、教員(または学科)が金融機関とコラボレーション(産学連携)して学生を教育していくことなども考えていく必要があるのではないかと考えている。今後、本学・長屋准教授と、法学系学科における学生の私法教育他についての共同研究を立ち上げ、研究と実践を進めていく予定である。

<sup>38a</sup> 法律討論会と社会人基礎力の関係の検討について、長屋准教授が集計した学生アンケートの結果を活かすことができなかった。他日を期したい。

<sup>39</sup> 足立のゼミの学生は、前掲注(30)に掲げたように、普段からチームとしての活動を行っている。また、法律討論会自体、昨年に引き続き、2度目の参加である。したがって、ゼミ生は、チームワーク形成・法律討論会の準備にあたってのベースと方法論を持っている。たとえば、ゼミでは、外部講師による講演会を企画・開催するための「企画マニュアル」がゼミ生によって編纂されている(企画開催ごとに、改訂が加えられている)。これは、ゼミ生が、ある外部講師(現役銀行員)からアドバイスを受けて作成をしたものである(当該外部講師との交流は、現在もお継続的になされている)。マニュアルには、企画の進め方、チームを円滑に運営していくための方法論(事務手続きや心構え)などが記されている。

<sup>40</sup> 旭川大学・佐古田ゼミのゼミ生の中にも、昨年度に引き続き、法律討論会に参加した学生がいた。準備、討論ともに、昨年の経験が活かされていたように感じた。

<sup>41</sup> 法律討論会の準備期間の途中11月22日に、討論会にも参加した何人かのゼミ生が「社会人基礎力グランプリ2011 北海道・東北予選大会」に出場した。これらのゼミ生は、法律討論会の準備とグランプリ参加の準備を同時並行で進めていた。なお、討論会リーダーを務めた学生も、前年度、「社会人

基礎力グランプリ2010 北海道・東北予選大会」に参加した。

- <sup>41a</sup> 足立個人の課題として、法律討論会において「授業が役に立たなかった」という学生の指摘（アンケート結果）については、重く受け止めなければならないと考えている。自らの講義のあり方を再点検する必要がある。
- <sup>42</sup> 正規の試合時間よりも早く終了する形になってしまった点、特に不満を抱いたようである。もっとも、長屋ゼミ側の準備不足により、討論の場面において噛み合った議論を展開できなかったことが、時間の短縮となった一因であることは否定できない。とはいえ、正規の時間を確保することは、学生に対して十分に議論を尽くす機会を提供するという意味においては必要であると思われる。
- <sup>43</sup> この点、3年生は夏にも企業へのインターンシップの参加等があるため、時期の設定はなかなか難しい。2年生での法律討論会実施も、検討の余地がある。